

# 令和7年第4回三笠市議会定例会

令和7年12月11日（第1日目）

---

## ○議事次第（第1号）

- 1 開会宣言
  - 2 会議録署名議員の指名
    - 3番 須河恵介氏
    - 4番 浅尾三吉氏
  - 3 会期の決定  
令和7年12月11日  
8日間  
令和7年12月18日
  - 4 諸般報告
    - (1) 議会事務報告
    - (2) 教育委員会審議事項報告
    - (3) 一般行政報告
  - 5 議 事
  - 6 延会宣告
- 

## ○議事日程

- |              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 日程第 1        | 会議録署名議員の指名について                      |
| 日程第 2        | 会期の決定について                           |
| 日程第 3        | 諸般報告について（議会事務報告・教育委員会審議事項報告・一般行政報告） |
| 日程第 4        | 例月出納検査報告について（監報第4号）                 |
| 日程第 5 報告第21号 | 議会運営委員会所管事項調査報告について                 |
| 日程第 6 報告第22号 | 議会運営委員会行政視察報告について                   |
| 日程第 7 報告第23号 | 総合常任委員会所管事項調査報告について                 |
| 日程第 8 報告第24号 | 総合常任委員会行政視察報告について                   |
| 日程第 9        | 議案第60号から議案第69号までについて                |
| 日程第10        | 議案第70号から議案第74号までについて                |
| 日程第11 議案第75号 | 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について       |
| 日程第12 議案第76号 | 指定管理者の指定について                        |
| 日程第13        | 議案第77号から議案第82号までについて                |
| 日程第14 議案第83号 | 三笠市教育委員会委員の任命について                   |

日程第15

諮問第2号及び諮問第3号について

日程第16

一般質問

---

○出席議員（9名）

議長	9番	武田 悌一氏	副議長	5番	折笠 弘忠氏
	1番	青木 康博氏		2番	池田 真志氏
	3番	須河 恵介氏		4番	浅尾 三吉氏
	6番	畠山 幸氏		8番	谷内 純哉氏
	10番	谷津 邦夫氏			

---

○欠席議員（1名）

7番 澤田 益治氏

---

○説明員

市長	西城 賢策氏	副市長	右田 敏氏
総務福祉部長	三好 智幸氏	総務福祉部参事兼 危機管理室長	阿部 文靖氏
総務課長	萬年 剛至氏	デジタル推進課長	後藤 議徹氏
市民生活課長兼 選挙管理委員会事務局長	杉山 充氏	企画財政部長	藤井 陽一氏
企画財政部参事兼 企画調整課長	坂 保徳氏	税務財政課長	富宅 達也氏
産業政策推進部長	中原 保氏	産業政策推進部参事	力弓 晃継氏
農林課長	豊口 哲也氏	商工観光課長	下村 圭氏
建設部長	松本 裕樹氏	建設課長兼建築係長	田中 栄輔氏
水道課長	大野 彰氏	教育長	小田 弘幸氏
教育次長	柳谷 忍氏	学校教育課長	花井 志夫氏
高等学校事務長兼 高校生レストラン統括室長	渡辺 俊文氏	病院事務局長	加藤 慎吾氏
総務管理課長兼 総務管理係長事務取扱	石井 恵太氏	総務管理課主幹	榊田 幸利氏
消防長	田川 善幸氏	監査委員	鈴木 信之氏
監査事務局長	富樫 将洋氏		

---

○出席事務局職員

議会事務局長 砂川 了一氏 議会係長 高橋 広紀氏

◎議長（武田悌一氏） 開会前ですが、報道機関から撮影等について申出がありましたので、許可しております。

また、議場内にパソコン及びタブレット等情報機器の持込みを許可しておりますが、スマートフォンの操作や撮影、録音は禁止しております。

また、円滑な会議進行のため、通知音や操作音に御留意いただき、電源を切る、またはマナーモード等に設定いただくようお願い申し上げます。

開会 午前10時00分

---

### ◎開 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） ただいまの出席議員は9名であります。

7番澤田議員の欠席届を受理しております。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回三笠市議会定例会を開会します。

---

### ◎開 議 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の1 会議録署名議員の指名についてを議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、3番須河議員及び4番浅尾議員を指名します。

---

### ◎日程第2 会 期 の 決 定

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月18日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

会期は、8日間と決定しました。

---

### ◎日程第3 諸 般 報 告

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の3 諸般報告に入ります。

初めに、議会事務報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、議会事務報告については報告済みとします。

次に、教育委員会審議事項報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、教育委員会審議事項報告については報告済みとします。

最後に、一般行政報告を行います。

市長から報告を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） それでは、行政報告を申し上げます。

まず、報告第1号の市長行動報告についてであります。11月14日に産炭地域の政府予算及び施策に関する要請行動を行ってきたところでございます。

これは北海道石炭対策連絡会議として行う要請行動でございまして、空知5市1町による空知炭鉱市町活性化推進協議会を代表し、北海道、北海道議会、釧路の協議会とともに中央要望を行ったところでございます。

私からは主に、石炭地下ガス化による水素製造事業と二酸化炭素の地下戻入れ事業の一層の推進に向けた国からの支援について、要望を申し上げてまいりました。

これに対し、萩生田光一自由民主党幹事長代行、そして井野俊郎経済産業副大臣より、「国として後押ししていきたい」とのお言葉をいただいたところでございます。

続きまして、報告第2号人事発令についてであります。記載にありますとおり、9月30日付で係長職1名の退職、10月1日付で係長職2名の人事異動の発令を行ったところでございます。

続きまして、報告第3号の令和7年度三笠市功労賞の授与についてであります。10月31日に三笠市民会館において、三笠市の振興に寄与していただいておりますお二方に功労賞を贈呈させていただきました。今までの功績に対し感謝を申し上げ、今後も市政に対し変わらぬ御指導、御協力をいただければ幸いです。

最後に、報告第4号の市工事についてであります。奔幌内橋橋梁工事ほか4件につきまして、そこに記載してありますとおり入札を行い、それぞれ期限までに完了するよう工事に入っているところでございます。

行政報告につきましては、以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） これより、一般行政報告に対する質疑に入ります。

初めに、報告第1号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第2号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 次に、報告第3号総務福祉部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 最後に、報告第4号建設部関係について。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、一般行政報告については報告済みとします。

以上をもちまして、諸般報告を終わります。

---

#### ◎日程第4 例月出納検査報告について（監報第4号）

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の4 監報第4号例月出納検査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、監報第4号例月出納検査報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第5 報告第21号 議会運営委員会所管事項調査報告 について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の5 報告第21号議会運営委員会所管事項調査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第21号議会運営委員会所管事項調査報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第6 報告第22号 議会運営委員会行政視察報告につ

いて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の6 報告第22号議会運営委員会行政視察報告についてを議題とします。

副委員長の報告を求めます。

青木副委員長、登壇願います。

（議会運営委員会副委員長青木康博氏 登壇）

◎議会運営委員会副委員長（青木康博氏） 議会運営委員会行政視察報告を行います。

澤田委員長が欠席しておりますので、副委員長の私から、令和7年第2回定例会で議決いただきました行政視察につきまして、8月26日に調査を行いましたので、報告いたします。

今回の行政視察につきましては、沼田町の「議会改革及びICT化の取組について」、今後の議会活性化の参考とするため、視察を実施しました。

視察内容につきましては、御配付の議会運営委員会行政視察報告書に記載しており、澤田議員を除く全議員が参加の協議会において報告しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、三笠市議会基本条例第12条第4項の規定により、議会運営委員会行政視察について報告申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、副委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第22号議会運営委員会行政視察報告については、報告済みとします。

---

◎日程第7 報告第23号 総合常任委員会所管事項調査報告  
について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の7 報告第23号総合常任委員会所管事項調査報告についてを議題とします。

本報告については、文書御配付のとおりでありますので、口頭報告を省略し、直ちに質疑を受けます。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第23号総合常任委員会所管事項調査報告については、報告済みとします。

---

◎日程第8 報告第24号 総合常任委員会行政視察報告につ

いて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の8 報告第24号総合常任委員会行政視察報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

畠山委員長、登壇願います。

（総合常任委員会委員長畠山幸氏 登壇）

◎総合常任委員会委員長（畠山 幸氏） 令和7年第1回定例会で議決をいただきました行政視察について、11月4日から8日までの日程で調査を行いましたので、報告いたします。

今回の行政視察については、茨城県常総市の「アグリサイエンスバレー事業」、鳥取県鳥取市の「脱炭素先行地域の取組」及び「山陰海岸ジオパークの取組」、奈良県葛城市の「AIを活用した相談システム」、奈良県宇陀市の「医療過疎地域への対応」、和歌山県紀美野町の「キミノーカ」について、今後の三笠市のまちづくりの参考とするため、視察を実施しました。

視察内容につきましては、御配付の総合常任委員会行政視察報告書に記載しており、澤田議員を除く全議員が委員として視察に参加しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上、三笠市議会基本条例第12条第4項の規定により、総合常任委員会行政視察について御報告申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は御発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了し、報告第24号総合常任委員会行政視察報告については、報告済みとします。

---

#### ◎日程第9 議案第60号から議案第69号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の9 議案第60号から議案第69号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第60号から議案第69号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第60号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定、議案第6

1号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定、議案第62号三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第63号三笠市一般職の任期付職員の採用等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、本年8月7日の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準拠するとともに、管理職手当について管理職の責務等に応じた適正な処遇を図るため、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、若年層に重点を置きながら、広い範囲において給料の引上げを行うものであります。

また、期末・勤勉手当の年間支給率については、特別職及び一般職は100分の5、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についても同様に100分の5引き上げるものであります。

なお、議員については、市長に準ずることから、同様の改正となるものであります。

そのほか、諸手当の改正として、通勤手当の引上げ、宿日直手当の引上げを措置するとともに、平成19年度以降、18年ほど据え置いてきた管理職手当について、国家公務員の支給額並びに管理職の責務に鑑み、引上げを措置するものであります。

施行期日は、公布の日からであります。給料、通勤手当及び宿日直手当については令和7年4月1日から、期末・勤勉手当については令和7年12月1日から、管理職手当については令和8年1月1日から適用するものであります。

また、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第64号から議案第69号についてであります。今回の補正は、先ほど議案第60号から議案第63号までで提案説明申し上げました給与改定について、所要の措置を行うものであります。

最初に、議案第64号令和7年度三笠市一般会計補正予算（第3回）についてであります。まず歳出については、議会費ほか5款において7,051万8,000円を増額措置するものであります。

一方、歳入については、前年度繰越金未計上分を計上し、また、財政調整基金繰入金を増額等により財源措置するものであります。

次に、議案第65号令和7年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。給与改定により歳出の増額となる60万円を、国民健康保険基金繰入金を増額により財源措置するものであります。

次に、議案第66号令和7年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）についてであります。給与及び管理職手当の改定等により歳出の増額となる165万9,000円を、歳入の国庫支出金及び道支出金で35万7,000円を計上し、不足額については一般会計繰入金を増額により財源措置するものであります。

次に、議案第67号令和7年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）についてであり

ますが、給与及び管理職手当の改定に伴い、収益的支出で178万5,000円の増額となり、資本的支出が建設改良費内で5万円の増額となるものであります。

次に、議案第68号令和7年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）についてであります。給与改定に伴い、収益的支出が124万6,000円の増額となり、資本的支出が建設改良費内で6万5,000円の増額となるものであります。収益的収入における一般会計からの補助金などにより調整するものであります。

最後に、議案第69号令和7年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）についてであります。給与及び管理職手当の改定に伴い、収益的支出が3,695万2,000円の増額となるものであります。

以上、議案第60号から議案第69号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） これより、質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第60号から議案第69号までについては、委員会付託を省略し、即決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、討論、採決を行います。

初めに、議案第60号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第60号三笠市長等の給料等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

◎議長（武田悌一氏） 次に、議案第61号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第61号三笠市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第62号三笠市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第63号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第63号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第63号三笠市一般職の任期付職員の採用等条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第64号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第64号令和7年度三笠市一般会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号について討論を行います。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第65号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

議案第65号令和7年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第66号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第66号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第66号令和7年度三笠市介護保険特別会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第67号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第67号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第67号令和7年度三笠市水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第68号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第68号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第68号令和7年度三笠市下水道事業会計補正予算（第1回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

最後に、議案第69号について討論を行います。

（「なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 討論ないようですから、討論を終了します。

続いて、採決を行います。

議案第69号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第69号令和7年度市立三笠総合病院事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎日程第10 議案第70号から議案第74号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の10 議案第70号から議案第74号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第70号から議案第74号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第70号三笠市乳児等通園支援事業の設備及び運営基準条例の制定についてであります。本条例は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、内閣府令で定める基準に従い、必要な事項を定めるものであります。

制定内容は、乳児等通園支援事業に当たり、職員体制や子供の安全確保をはじめとする運営等に関する基準を定めるものであります。

施行期日は、令和8年4月1日とするものであります。

次に、議案第71号三笠市職員定年等条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、医師の働き方の実態に合わせるとともに、さらなる医師確保において有利となることから、市立三笠総合病院に勤務する医師の定年の引上げについて、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、医師の定年を現在の65歳から70歳に引き上げるものであります。

施行期日は、令和8年3月31日とするものであります。

次に、議案第72号三笠市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、消防組織法に基づく国からの技術的助言を踏まえて、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、気象の状況を踏まえて林野火災注意報及び林野火災警報を的確に発令できることとし、林野火災の危険性を勘案して、区域を指定して火の使用を制限できるとするなど、必要な整理を行うものであります。

施行期日は、令和8年1月1日であります。

次に、議案第73号三笠市工業団地貸付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、工業団地の貸付対象の土地の変動等に柔軟に対応できるよう関係規定を整備するため、改正するものであります。

改正の内容は、貸付対象の土地について規則で定める旨の規定を追加するものであります。

施行期日は、令和8年1月1日であります。

最後に、議案第74号三笠市水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金減額事業の実施に伴い、必要な改正を行うものであります。

改正の内容は、令和8年3月分の水道料金の減免について、規定を追加するものであります。

施行期日は、令和8年1月1日であります。

以上、議案第70号から議案第74号まで一括して提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第70号から議案第74号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

**◎日程第11 議案第75号 北海道市町村職員退職手当組合  
規約の変更に関する協議について**

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の11 議案第75号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第75号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について提案説明申し上げます。

今回の提案は、江差町・上ノ国町学校給食組合の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により同組合を組織する市町村への協議があり、賛同すべきものと判断したため、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第75号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

◎日程第12 議案第76号 指定管理者の指定について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の12 議案第76号指定管理者の指定についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第76号指定管理者の指定について提案説明申し上げます。

今回の指定は、当市の公の施設のうち、現在、指定管理者が管理を行っている施設について、引き続き同制度による管理を行うため、指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の指定に当たっては、公の施設指定管理者選定委員会において、各施設の選定基準による審査項目により団体を評価し、候補者の選定を行ったところであります。

まず、三笠市デイサービスセンター、三笠市養護老人ホーム及び三笠市特別養護老人ホーム等の社会福祉施設は、現在の指定管理者である三笠市社会福祉事業団を選定したものであります。

次に、三笠鉄道村、ファミリーランドみかさ遊園等の観光施設につきましては、現在の指定管理者である三笠振興開発株式会社を選定したものであります。

最後に、三笠市市営住宅集会所につきましては、現在の指定管理者である中島町集会所運営委員会及び住吉町集会所運営委員会を選定したものであります。

指定期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとするものであります。

これら指定管理者選定委員会の結果を踏まえ、以上12施設の指定管理者をそれぞれ指定いただくため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案説明といたしますので、御審議くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第76号についての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

◎日程第13 議案第77号から議案第82号までについて

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の13 議案第77号から議案第82号までについてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 議案第77号から議案第82号まで、一括して提案説明申し上げます。

最初に、議案第77号令和7年度三笠市一般会計補正予算(第4回)についてであります。今回の補正は、既定予算額135億5,044万9,000円に9億2,628万2,000円を追加し、予算の総額を144億7,673万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や事業費の確定などに伴う予算整理として、総務費から職員費まで、10款において必要な経費を措置するものであります。

一方、歳入については、新たな事業に係る特定財源のほか、事業費財源の国・道支出金や市債などを予算整理し、一般財源については、地方交付税の増額分や財政調整基金繰入金などを計上するものであります。

債務負担行為の補正については、指定管理を行っている養護老人ホーム等福祉施設やスキーリフト等観光施設について今後も継続して指定管理を行うほか、高齢者バス利用助成事業などの円滑な実施ができるよう追加するものであります。

地方債の補正については、過疎債事業分の財源更正等を予算整理するものであります。

次に、議案第78号令和7年度三笠市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてであります。今回の補正は、既定予算額1億9,406万1,000円に188万5,000円を追加し、予算の総額を1億9,594万6,000円とするものであります。

まず、歳出であります。保険給付費の増額に伴い、後期高齢者医療納付金を増額し、予算計上するものであります。

一方、歳入であります。後期高齢者医療納付金の増額に伴い、一般会計繰入金を増額し、予算計上するものであります。

次に、議案第79号令和7年度三笠市国民健康保険特別会計補正予算(第3回)についてであります。今回の補正は、既定予算額10億7,534万6,000円に50万3,000円を追加し、予算の総額を10億7,584万9,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費等予算整理分について予算計上するものであります。

一方、歳入であります。前年度一般会計繰入金の精算分等について予算計上するものであります。

次に、議案第80号令和7年度三笠市介護保険特別会計補正予算(第3回)についてであります。今回の補正は、既定予算額14億9,304万円に540万1,000円を追加し、予算の総額を14億9,844万1,000円とするものであります。

まず、歳出であります。総務費及び地域支援事業費について給与費の予算整理を行うほか、保険給付費の各サービス費の所要見込額の整理、精算還付金の予算整理並びに特定財源である国庫支出金の増等に伴う介護保険料の余剰金を基金積立金に増額計上するものであります。

一方、歳入については、総務費及び地域支援事業費の特定財源として国・道支出金などを措置するものであります。

次に、議案第81号令和7年度三笠市水道事業会計補正予算（第3回）についてであります。今回の補正は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金減額事業の実施に伴う補正のほか、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入については、他会計補助金等を増額し、収入総額を4億157万9,000円とするものであります。

次に、収益的支出については、人件費や配水及び給水費等を予算整理により増額し、支出総額を4億4,176万4,000円とするものであります。

一方、資本的収入については、企業債を減額し、収入総額を1億7,240万円とするものであります。

次に、資本的支出については、建設改良費を整理し、支出総額を3億3,465万6,000円とするものであります。

最後に、議案第82号令和7年度三笠市下水道事業会計補正予算（第2回）についてであります。今回の補正は、経常費及び事業費予算の整理を行うものであります。

まず、収益的収入については、他会計補助金等を増額し、収入総額を5億6,091万円とするものであります。

次に、収益的支出については、電気料金の高騰などによる管渠費等を増額するとともに、人事異動等に伴う人件費、減価償却費等を整理し、支出総額を5億4,385万5,000円とするものであります。

一方、資本的収入については、計画区域内の未利用地に企業の事業用地拡張があったことで収益が増額したことにより、収入総額を2億7,987万1,000円とするものであります。

次に、資本的支出については、築造工事費を増額し、支出総額を4億9,795万8,000円とするものであります。

以上、議案第77号から議案第82号について提案説明といたしますので、御審議くださいようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、議案第77号から議案第82号までについての質疑を保留し、一般質問終了後に行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、そのように決定しました。

---

◎日程第14 議案第83号 三笠市教育委員会委員の任命について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の14 議案第83号三笠市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

（市長西城賢策氏 登壇）

◎市長（西城賢策氏） 議案第83号三笠市教育委員会委員の任命について提案説明申し上げます。

三笠市教育委員会委員杉山文夫氏から令和7年12月31日付で辞任の届出がありましたことから、その後任者として、新たに末吉広樹氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては記載のとおりであり、三笠市教育委員会委員として適任と考えますので、御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

本案について、質疑、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、質疑、討論を省略することに決定します。

続いて、お諮りします。

本案については、同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認めます。

議案第83号三笠市教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

この際、しばらく会議を休憩します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時48分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第15 諮問第2号及び諮問第3号について

---

◎議長（武田悌一氏） 日程の15 諮問第2号及び諮問第3号についてを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、登壇願います。市長。

(市長西城賢策氏 登壇)

◎市長(西城賢策氏) 諮問第2号及び諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、一括して提案説明申し上げます。

法務大臣から委嘱されています人権擁護委員大原美奈子氏及び大窪友行氏の令和8年3月31日付任期満了に伴う後任候補者について、引き続き大原美奈子氏及び大窪友行氏を再任として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

両氏の略歴等につきましては記載のとおりであり、人権擁護委員として適任であると考えますので、御答申くださいますようお願い申し上げます。

◎議長(武田悌一氏) これより、質疑を受けます。

(「なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 質疑ないようですから、質疑を終了します。

お諮りします。

本案について、討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

続いて、試問第2号及び諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦についてお諮りします。

初めに、諮問第2号について、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

次に、諮問第3号について、推薦に可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(武田悌一氏) 御異議なしと認めます。

以上、諮問第2号及び諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦については、可と答申することに決定しました。

---

## ◎日程第16 一般質問

---

◎議長(武田悌一氏) 日程の16 一般質問を行います。

一般質問については、池田議員ほか5人からの通告がありましたので、通告順により順次質問を許可します。

2番池田議員、登壇願います。

(2番池田真志氏 登壇)

◎2番(池田真志氏) 議席番号2番、池田でございます。

令和7年第4回定例会に当たり、通告に従い質問をさせていただきますので、よろしく

お願いいたします。

今年7月20日に参議院議員選挙が執行され、自民党、公明党ともに議席を減らす結果となり、衆参両院で過半数を割る少数与党となりました。この状況は1955年の自民党結党以来初めてのことでありますが、石破首相は、比較第一党の責任は重いとして、続投の意向を表明しました。

与党を過半数割れに追い込む原動力となったのは、国民民主党と参政党です。国民民主党は、改選4議席から大幅に上積みして17議席を獲得、改選1議席の参政党は、日本人ファーストを掲げて、選挙区7、比例7の計14議席を得る大躍進で、単独で法案を提出することが可能となりました。

石破首相は、大敗した参院選から9月7日まで49日間にわたり敗軍の将として政権を維持しましたが、残念ながら辞意を表明することとなりました。この石破降ろしの裏では、石破辞めるなデモや議員会館の事務所に届いていた応援のメールがたくさんありました。衆院選も参院選も敗北したのは、いわゆる裏金問題で批判を浴びた旧安倍派や旧茂木派の不祥事が原因であります。

10月4日、自民党総裁選挙が行われ、高市早苗さんが新総裁に選ばれるという結果になりました。自民党総裁選の直後に高市さんは、「全員に働いていただく。馬車馬のように働いていただく。私自身もワーク・ライフ・バランスという言葉を手放す」と発言しました。これまで働き方改革という言葉の下で時間外労働や長時間労働について、労働時間は規制されてきていましたが、長時間労働の是正の流れに逆行するような発言となり、批判と称賛が入り交じる状況となりました。この発言により「働かせ改革」「働きたい改革」という言葉も生まれています。

10月21日、政権史上初の女性総理大臣が誕生し、高市内閣が発足しました。この時点で主要各社の世論調査による支持率は60%台半ばから70%台後半という高い水準であり、好調なスタートと言える状況であります。少数与党であることから連立政権は継続するものと思っておりましたが、政治と金の問題、新しい自民党執行部への不信感、政策面での対立を理由に、公明党は26年間続いてきた連立を離脱しました。このことから、ほかの野党との連立を模索し、最終的には12項目による政策、施策についての実施を条件とした合意書によって、日本維新の会との連立となりました。

このような経過により高市政権が始まり、11月21日に総合経済対策として21兆円という予算が提示されました。しかし、ガソリンの暫定税率の廃止、電気・ガス料金への支援については決定されておりますが、その他の物価高騰対策については、いまだに検討中のままであります。経済対策の内容が明らかになっていない状況で、予算の額は決められるのか疑問が残ります。このことについて、表面では積極財政と呼ばれておりますが、裏では放漫財政と言う人も出てきており、財源観は非常に心配と言われております。

11月23日に国会議員の歳費引上げに関する報道があり、その内容については月額5万円を引き上げるといふ法案が検討されていると報じられ、国民からは反発感情が噴き出

しています。引上げ時期については、次の国勢選挙とのことです。現在の国会議員は、衆議院が465人、参議院が248人で、合計713人となっております。この人数で概算を出しますと、年間で6億円以上の予算が必要となります。この財源は一体誰が負担することになるのでしょうか。

しかし、このことについても情報が錯綜しており、事実が確認できておりません。歳費引上げの前に連立の条件となっている定数削減の議論が先だと考えます。この定数削減についても、最近になり、やっと内容が報じられるようになりました。

また、国会で台湾有事が存立危機事態になり得ると発言したことが大混乱を招いており、中国との関係が急速に悪化しています。この発言により、中国から日本への渡航自粛、中国での邦画の上映禁止、日本製化粧品の不買、さらには、つい最近に緩和され再開したばかりの日本産水産物の中国への輸出についても当面停止するとのことで、道内においてもいろいろな影響が出ております。この発言との関係は分かりませんが、中国の戦闘機が日本の戦闘機にレーダーを照射するという事案が起きました。この事案は、12月6日、沖縄県の南方沖で2回発生しております。日本と中国のそれぞれで抗議をしていますが、双方の言い分には食い違いがあり、両国の緊張をさらに悪化させています。

このように国内、国外ともに不安や危機感を抱える状況と思われませんが、国民の安全・安心を確保するための国政執行に期待するところです。

それでは、質問に移りたいと思います。

今年1月28日に埼玉県八潮市において大規模な道路陥没事故が発生しました。トラック1台が陥没した穴に転落し、運転手が安否不明となりました。原因は呼び径4.75メートルの下水道管の破損と見られ、陥没に伴う雨水管の崩壊で川の水が逆流したことが重なって運転席付近にまで水がたまり、さらには地盤が救助用重機の重さに耐え切れず、新たな陥没が現場付近に生じる自体となった結果、運転手の救助が難航しました。また、7都府県に下水道管路施設に対する緊急点検と補完的に路面下空洞調査の実施が要請されるきっかけとなりました。

この事故の影響として、陥没地点の周辺の道路には交通規制が設けられました。また、同日にガス漏れの危険が予想されることを理由に、陥没地点から半径200メートル以内の約200世帯に対し、避難勧告が発表されました。

破損した下水道管に土砂が流れ込んでいると見られており、下水道管がつながっている三郷市の中川水循環センターでは、流入する下水が減少しました。

また、この事故現場に流入する下水が水没や穴の拡大を引き起こし、救助活動の妨げとなったほか、汚水があふれる可能性も指摘されました。これを受け、1月29日、埼玉県庁は、草加市を含む9市3町、約120万人に対して下水道法第25条の27に基づく流域下水道の使用制限を発表しました。

NTT東日本は、陥没事故により、地中に埋まっているケーブルが断線したと発表しました。これにより、インターネットや電話がおよそ1,300回線、固定電話がおよそ3

00回線、利用できない状態となりました。

このように、広範囲にわたり大きな影響が出る大事故となりました。この事故の復旧に当たる費用については、埼玉県議会において補正予算が提出されていますが、破損した下水道管の仮復旧をはじめ、工事に伴う通行規制で休業や売上げが減少する店舗の補償などで39億円が計上されました。

その後も、規模は異なりますが、全国各地で陥没事故が発生しており、道内においても札幌市清田区にて原因不明の陥没事故が発生しております。

令和3年11月には、ここ三笠市においても道路陥没事故が発生しております。場所は道道岩見沢桂沢線の本町であります。この事故では乗用車1台が転落し、3名の方が重軽傷を負っています。原因は、水道や下水道の管ではなく、道路の下を横断する排水管の破損であります。この原因の調査にも時間がかかるとともに、復旧にも相当の時間を要しました。

また、埼玉県八潮市の事故をきっかけに、国土交通省から国道4,739か所で地下の空洞を確認し、119か所で陥没するおそれが高かったとする調査結果を発表しました。自治体別の内訳は公表されませんでした。この119か所全てで修繕に着手し、完了を急ぐこととなり、道路インフラの維持管理の強化が急務となっています。

水道事業においても、管の老朽化によって多くの事故が発生しております。岩見沢市北村地区では、水道管からの漏水による断水や水圧の低下が発生しました。留萌市では、送水管が破損したことにより、市内全域で水道水が濁る状況となりました。このほかにも下川町の1,500世帯で断水、礼文町の約500世帯で断水するなど、水道管の老朽化による大きい影響がありました。いずれの場合も、復旧には数日間を要しております。

さて、本題の質問になりますが、当市の水道管及び下水道管の老朽化の現状について、どのように捉えているのかお聞きします。

以上で登壇での質問を終わりますので、御答弁のほどよろしく願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、水道事業及び下水道事業の運営について答弁願います。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 水道管及び下水道管の老朽化の現状につきまして、私から答弁させていただきます。

水道管及び下水道管の老朽化の割合につきましては、令和6年度末で水道管の管路延長が146.8キロメートルあり、そのうち法定耐用年数40年を超えた管は45.1キロメートル、老朽化の割合は30.69%となっております。

下水道管につきましては、雨水管の管渠延長が16.6キロメートルございまして、そのうち昭和40年後半に都市計画事業で設置した都市下水路1.4キロメートルを公共下水道に編入しており、その部分が法定耐用年数50年を超えており、この結果、雨水管全体の老朽化の割合は8.9%、汚水管につきましては管路延長90.0%のうち、法定耐用

年数を超えた管はございません。

また、管理につきましては、水道管は漏水調査を行い、日々の送水日報により送水量に異常がないか監視を行っているところであり、管路の更新につきましては三笠市水道施設耐震化計画に基づき、現在、更新工事を進めている状況でございます。

下水道の調査につきましては、下水道法で5年に1度、腐食のおそれ大きい箇所について点検が義務化されており、直近では令和6年11月に点検を実施し、安全性を確認しております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 水道事業及び下水道事業は企業会計が導入されていることから、その会計システムにおいては固定資産台帳の整備が義務となっております。老朽化の捉え方については、その固定資産台帳に登録されている耐用年数によってそれを超えているものが老朽化の対象となると考えます。水道管では約30%が老朽化の対象となっておりますが、布設されている場所、埋められている深さ、それから管の材質によっては若干の誤差が生じるものと思いますが、それを掘り起こして確認することができないのが現状であります。

また、老朽化の管路延長が45.1キロとのこと。管の更新工事では100メートルで約1,000万円前後の費用がかかると思われますが、現状の老朽化の距離から換算すると約45億円が必要となります。その更新工事を順当に進めたとしても数年はかかると思われ、また、その工事に並行して、新たに老朽化の対象となる水道管が出てくるものと思われます。

下水道管については、耐用年数が50年ということで、雨水管でそれを超えているものが若干ありますけれども、今のところは不安材料はないものと思われます。下水道事業は西城市長が当時の担当者であり、精力的に進めていただいたことを記憶しております。私も水洗化台帳という、システムと呼べるかどうか分かりませんが、そのようなシステムを開発して、微力ではありますが協力した記憶が残っております。

少し話がそれましたが、水道管については漏水調査を実施し、下水道管については定期的に点検を実施しているとのこと、今後も継続した対応をよろしく願いますところ。す。

次に、関連する質問に移りたいと思いますので、答弁をお願いします。

今年9月に、ある月刊誌に「北海道内市町村「上・下水道」老朽化率ワーストランキング」という記事が掲載されておりました。このランキングでは、三笠市の水道は71位、老朽化率は25.4%となっております。さきに答弁していただいた老朽化率とは若干異なりますが、それは総務省が発表している地方公営企業決算の経営指標算出元データを基にしていることが理由と考えられます。

このランキングで気になった点は、5位に桂沢水道企業団が入っていることです。桂沢

水道企業団の老朽化率は60.7%と非常に高い数字となっています。また、下水道については答弁にもあったとおり、老朽化の割合が少ないため、このランキングには入っておりません。

このことに関連した質問ですが、桂沢水道企業団の水道管の老朽化による三笠市への影響についてどのようなことが考えられますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 桂沢水道企業団の水道管の老朽化の割合につきましては、令和6年度末で導水管の延長が8.3キロメートルあり、法定耐用年数40年を超えた管は2.7キロメートル、老朽化の割合は32.1%、送水管の延長は24.4キロメートルあり、法定耐用年数40年を超えた管は17.4キロメートルで、老朽化の割合は71.4%となっております。

ただ、これら法定耐用年数を超えた水道管につきましては、内面ライニング工法により耐食性を高め、長寿命化が図られております。

また、老朽化による大規模な漏水が発生しても、導水管及び送水管とも二条別ルートで布設されておりますので、当市への被害リスクは低減されるものと考えております。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 耐用年数を超えた水道管については、長寿命化が図られて、災害時の対策も施されているとのことで、安心できる状況であると思われま。

災害対策の二条別ルートについては、二条管や二重管と呼ばれているものですが、実際に見たことがないのでちょっとイメージできませんけれども、通常使用している管に異常が発生した場合に補助的な役割を果たして、安全性や信頼性を高めるものと認識しております。

去る11月24日に沖縄県で水源のダムと浄水場の間の導水管が破裂したことにより、17市町村に及ぶ大規模な断水となり、復旧には数日を要しております。この断水の間は、飲食店は休業を余儀なくされ、トイレの使用について制限されたことによって、一般家庭、それからモノレールの駅や空港でも支障が発生しました。桂沢水道企業団と三笠市の水道については、この沖縄県の水道と類似した位置関係にあると思われることから、この質問をさせていただきました。

次の質問ですけれども、PFAS（ピーファス）、これは有機フッ素化合物の総称となっておりますが、これについて全国各地で検出されている状況が増えています。当市では、その検査などをどのように行っているか、また、安全性を確保するための対応はどのように行っていますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） PFASの検査につきましては、桂沢水道企業団におきまして原水の検査を実施しており、基準値0.00005ミリグラム・パー・リッター以下に対し、基準値を下回る定量下限値未満となっております。

また、来年度からは三笠市水質検査計画を見直し、末端の蛇口で採水を行い、検査を実施することで、より安全性を高めてまいります。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 水質の安全性については、桂沢水道企業団で原水の検査を実施しており、三笠市においても水質検査によって安全性を強化するとのことで、こちらについても安心できる状況であると思われまます。

過去に三笠市において、平成17年に有害物質のジクロロメタンが水道水に混入する事故が浄水場で起きております。有害物質が水道水に混入することについては、もちろんのこと問題がありますが、この事故では発生してから数日間は住民への周知がなかったことが大きな問題であると考えます。今後も安全性の確保に努めていただくほか、二度と同じような事故が起きることのないよう対応をお願いします。

次は下水道に関する質問になりますが、下水道管の許容量について、大雨や豪雨などで水量が増えることが想定されますが、どの程度の水量になると下水道管があふれるのか、基準はありますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 下水道管の一般的な降雨強度は、国の補助要件とされている7年確率を用い、時間あたりに換算いたしますと、雨量は時間33ミリを基準としております。

当市では、令和元年8月に時間73.5ミリの記録的短時間大雨情報が発出されたこともあり、令和4年度から着工した雨水管工事において計画降雨強度を10年確率に変更し、増強工事を進めているところであります。

また、近年、大雨により内水氾濫による浸水被害が全国的に多発していることから、昨年度、図上で市内全域に時間125ミリの雨を降らせ影響を解析したところ、現在進めている工事が完了すれば、深刻な浸水箇所は確認されませんでした。

しかし、気象次第では状況が変化する可能性もございますので、引き続き災害防止に向け取り組んでまいります。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 今、答弁していただきましたけれども、数字を聞いてもイメージしづらいものがあるとちょっと感じます。しかし、雨水管の増強工事を進めており、シミュレーションによっても危険箇所はないとのことで安心しております。

地球温暖化の影響によって、今年の夏には北海道でも初めて線状降水帯が発生しました。来年以降も線状降水帯の発生が予想されるものと思って、この質問をしました。最近では、JPCZという聞き慣れない言葉も出てきております。JPCZとは日本海寒帯気団収束帯のことで、冬型の気圧配置で強い寒気が南下すると朝鮮半島の北側にある高い山で一旦東西に分かれます。その寒気が再び日本海で収束し、発達した雪雲となって北陸などの日本海側に大雪をもたらすもので、北海道においても発生する可能性があると言われてい

ます。この線状降水帯やJPCZの発生については、大雨や豪雨をもたらすものと思われるので、今後も注意が必要と考えております。

次の質問になりますけれども、第9次三笠市総合計画に新たに登載されたデジタル技術導入研究事業について、これまでの進捗はどうなっているかお聞きしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） デジタル技術の導入について検討しているものは2点ございます。

1つは、水道メーターに通信機能を持たせ、各家庭を訪問せずに検針が可能になる技術で、これまでの取組といたしましては、試験的に数軒、スマートメーターに取り替え、電波が正常に伝わり水道課のシステムに届くかどうかの実証実験を現在している段階でございます。今後、国の補助金などの動向も踏まえながら、スマートメーターの更新に着手したいと考えております。

2つ目は、水道管の漏水を人工衛星とAIを活用して漏水箇所を発見する技術でございまして、開発した事業者から精度や料金面、また、実際に導入した自治体の事例などについて調査・研究を行っている段階でございます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 1つ目の水道メーターの関連については、スマートメーターと呼ばれているものですが、これは既に北海道電力で採用されておりますので、聞き覚えがあると思います。このスマートメーターには数種類あることと、それから検針した結果のデータ、これを収集する方法も数種類あるということで、その運用方法はいろいろと考えられるものと思われます。今後採用する場合には、三笠市の現状に合わせて最も効率のよい運用方法を検討していただきたいと思います。

もう一つの漏水調査の関係については、宇宙水道局と呼ばれているものと思われますが、水道インフラの課題解決に取り組み、持続可能な水道事業の実現を支援することに優れているものです。この事業者の名前は出しませんが、2023年のサービス提供開始から1年半で20を超える自治体に採用されている実績があります。スマートメーター及び宇宙水道局については、その効果は実証されていますので、導入する場合には予算の確保が課題となると思われます。これらについては、その点も踏まえて今後も研究をお願いしたいと思います。

次に、水道及び下水道については、市民負担についての議論は避けては通れないことから、その関連について質問します。

水道及び下水道の今後の料金値上げに関する考え方はどうなっているのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 料金の改定につきましては、おおむね4年から5年ごとに実施しており、今後も水需要の減少や施設更新の費用の増額が見込まれる中で、独立採算が求められる水道及び下水道事業会計を維持していくためには、料金改定が必要となりま

す。

一方、現在の物価高騰などにより、市民の皆様の家庭が大変苦しい状況であることを考慮し、このような状況下で持続可能な水道事業及び下水道事業会計の安定経営を目指し、何とか工夫して料金の改定幅を抑えられないか検討しているところでございます。

また、国のアドバイザー事業を活用し、専門的な助言をいただきながら、将来の経営見通しを踏まえ、慎重に検討してまいります。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 水道事業と下水道事業については、地方公営企業法の規定によって独立採算制が求められるところですが、多くの自治体では、多かれ少なかれ一般会計からの繰入れによって会計を維持しているのが現状であると捉えています。

北海道の試算による結果が今年の3月に発表されていますが、道内では88の自治体で水道料金の値上げが必要であるとされています。下水道使用料についても同様の状況であると思われます。

ここ数年の新聞報道では、芦別市の水道が20%の値上げで、これは20年ぶり、それから隣の岩見沢市でも水道料金の値上げに踏み切っています。北見市では、市全体の財政状況が厳しいことから、水道料金についても値上げの検討を行っております。つい最近では深川市でも水道料の改定が報道され、その値上げ率は29.3%となっております。下水道では札幌市が来年10月に値上げを予定しており、値上げ率は23%と報道されております。

有識者でつくる一般社団法人水の安全保障戦略機構では、現状の運営方法では水道事業の維持は困難で、抜本的な見直しが必要であるとの見解を出しています。三笠市においても必要な料金改定を実施していただくこととなりますが、なるべく据置きとなるような方法がないか、引き続き検討をお願いしたいと思います。

次の質問ですが、料金抑制のために一般会計から一定の金額を補助、繰入れのことですけれども、このことについて市民に対する説明と周知をしっかりと行って行政側の努力を評価してもらうべきと考えていますが、この点についてはどう考えていますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 一般会計の繰入れに関する基本的な考え方につきましては、総務省から示されている通知に基づきまして繰入れを行っております。

水道事業会計では、高料金対策に要する経費、下水道事業会計では分流式下水道等に要する経費となっており、これらについて一般会計から繰り入れていただくことで、国からの地方交付税措置の対象となるものであります。

なお、市民に対する説明及び周知につきましては、料金改定時の市民説明会の中で丁寧に説明させていただきます。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 市の水道料金や下水道使用料については、市民の方から高いと言

われたり、なぜですかとよく聞かれることがあります。確かに高いと感じるところではありますけれども、行政でも料金抑制のために一般会計から繰入れを行い、努力していますと答えているところがございます。確かに安いとは感じられませんが、さきにあった答弁のとおり、厳しい運営状況では致し方ないものと考えております。一般会計からの繰入れについては、地方公営企業法の規定によって認められているものであります。それが問題となることはないと考えております。

さきにも述べておりますが、多くの自治体では、多かれ少なかれ一般会計からの繰入れによって会計を維持しているのが現状と思われまます。この繰入れについて新聞報道された自治体では、釧路市や芦別市などがあります。この繰入れで問題となるのは、資金に余裕があるうちはいいのですが、資金が尽きた場合には、繰入れができなくなってしまうことで料金が大幅に値上げされることが懸念されます。

また、下水道への一般会計からの繰入れには、雨水処理のためのものがあります。これは雨水については公費負担の原則があるため、一般会計で負担するという考え方によって繰入れを行うものです。このようなことを多くの市民の方にも理解していただきたいと思い、この質問をしました。今後の市民説明会の中で、そのような説明を付け加えてほしいと思います。

次の質問に進みたいと思います。

赤平市の取組について新聞報道がありました。これは現在の広域運営から市の単独で浄水場を新設して運営する案を検討しているものです。このような料金抑制への取組に対して何か考えはありますか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 今の御質問の先に、先ほどの繰入れの部分で少し追加説明させていただきます。

一般会計からの繰入れにつきましては、料金を抑制するためのそれを目的とした繰入れではなくて、地方公営企業法の第17条に示されております、性質上料金で賄うのが適当でない経費、また、収入のみでは客観的に困難な経費、例えば人口減少や過疎地域での水道事業の効率化に、経営してもなかなか料金収入だけでは維持が難しいという部分で地方公営企業法の中で繰入れが認められている理由というところがございますので、ちょっと説明不足だったものですから、一応加えさせていただきます。

次に、赤平市の新聞報道でございますけれども、赤平市では、現在使用している浄水場が令和28年に使用期限を迎える予定であることから、対応策として市単独運営案と中空知広域水道企業団からの受水案の比較検討を行い、その結果、市が新浄水場を建設して運営を行っていくとの考えが示されております。

当市の場合、昭和33年に桂沢浄水場から3市に通水を開始し、令和3年に新浄水場を建て替え、その際の事業費は90億6,350万円で、このうち当市の負担額は7億9,400万円でございます。

一方、市が単独で浄水場を建設する場合の費用につきまして過去に試算を行った結果、その額は約47億円と試算されております。この点を踏まえ、現在の広域受水が本市にとって経済的にも望ましいと判断しております。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 赤平市においては、このような取組が有利であることから、検討していると思われま。三笠においては逆に不利になるのかなと思われま。あくまでも参考として捉えていただきたいと思います。

次も運営の関連で質問したいと思います。

水道事業の広域化についてもかなり前から検討されておりますけれども、今後の見通しについてはどういうふうになっているかお聞きしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 水道事業の事業統合につきましては、桂沢水道企業団、岩見沢市、美唄市と協議を重ねてきております。

しかし、コロナウイルスの影響や水道法の改正による台帳整備など、優先すべき業務があったため、一時中断している状況でございます。

現在、全国的に使用水量の減少や節水機器の普及などの影響により、料金収入は減少傾向にございます。また、施設の更新や耐震化が急務となっている中で、事業を担う職員の確保が難しくなると見込まれるため、国では、事業統合や管理の一体化、施設の共同化などによる広域化を推進しております。

私どもも事業統合は必要であると考えておりますので、企業団、構成市と協議しながら、引き続き検討を進めていきたいというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 水道事業の広域化に求められるものは、料金抑制であると考えています。広域化によって、それが実現可能であれば、早期実施に向けて検討を進めてほしいと思います。

次で最後の質問となります。

壇上で述べた埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道から合併浄化槽へ転換する取組も増えてきているようです。災害にも強く、今後の費用負担も軽減できる可能性があり、有効な取組と考えられますけれども、このことについて何か考えがありましたらお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 合併浄化槽につきましては、家庭ごとに設置され、独立して機能する施設であるため、下水道管の破損による道路の陥没などのリスクを軽減できる可能性はございます。また、下水道管に対する広域的な維持管理が不要となることから、市の管理負担を軽減できる利点もございます。

一方で、設置費用や維持管理費を各家庭で御負担していただく必要があるため、市民負

担の増加につながる可能性がございます。また、適切な維持管理が行われない場合、環境に悪影響を及ぼすリスクが懸念されます。下水道事業は、汚水処理だけではなく、公共用水域の水質保全に寄与する重要な事業であり、多くの費用と時間を要するものではございますが、この点を踏まえて、現段階では合併浄化槽への転換は検討しておりません。

◎議長（武田悌一氏） 池田議員。

◎2番（池田真志氏） 今週の月曜夜に青森県東方沖を震源とする最大震度6強の大規模な地震が発生しました。道内においても広範囲において揺れを感じ、三笠市では震度4と発表されました。このような震度の強い地震が発生した場合に、下水道管の老朽化が進んでいた場合には損壊などが考えられます。下水道管が損壊した場合は、復旧に時間がかかるばかりではなく、その間は日常生活においても多大な支障が出ると思われま

す。下水道から合併浄化槽への転換については、災害対策と料金負担の軽減が大きな目的と考えております。ただ、三笠市の下水道施設においてはまだ減価償却を終えていないとのことですので、国からの補助金などの規制から、ほかのものへの転換はちょっと難しいものと思われま

す。一つの例として下水道について挙げましたが、水道についても同様のことが想定されるものと思われま

す。このことについても、料金負担の軽減策の一例として捉えていただきたいと思います。水道料金や下水道使用料のことは、移住・定住政策にも何らかの影響が出るものと考えられることから、今後の三笠市の重要な課題であると考えま

す。水道事業では、有収率という数字があります。この有収率は、徐々にではありますが、上昇してきており、令和6年度の決算では76.5%となっております。道内の町村では有収率が50%前後というところもありますので、三笠市の有収率は高いほうであると思われま

す。今後、限られた予算ではあると思われま

す。建設改良工事を進めていただき、有収率が下がることのないように努めていただきたいと思います。

最後になりますが、水道及び下水道については、今後も末永く使用されていくものでありますので、安全性と安定供給を確保しながら、なるべく安くなるような検討、工夫をして運営していただきますようお願いしたいと思います。

これで私の質問は終了します。答弁ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、池田議員の質問を終わります。

この後の一般質問を保留し、昼食休憩に入りたいと思われま

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続します。

6番畠山議員、登壇願います。

（6番畠山宰氏 登壇）

◎6番（畠山 幸氏） 令和7年第4回定例会に当たり、通告順に従い質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

先月、総合常任委員会として行政視察に行つてまいりました。このたびの視察先の内容も一部踏まえながら質問させていただきます。

1つ目に、人工知能（A I）についてお伺ひいたします。

近年、自治体における相談業務は、多様化、複雑化しているケースもあるかと思われまふ。子育て、介護、福祉、税務、生活困窮相談など、住民の抱える課題は広範囲にわたり、また、場合によっては、相談の時間帯も平日昼間に限らず、夜間や休日を希望される方もいるのではないのでしょうか。

自治体によっては公式ウェブサイトにもA Iチャットボツトを導入し、住民が24時間365日、必要な行政情報にアクセスできる環境を整えており、問合せの初期対応をA Iが担うことで職員さんの負担軽減と迅速で正確な情報提供を両立させているところもあるようです。時間や場所を問わず、子育ての補助金、ごみ出しのルール、道路や公共施設に関する問合せなど、日常的な疑問に即時に回答を得ることが可能となっております。また、A Iが相談内容を蓄積し、分析することで、寄せられるニーズの傾向を把握し、行政サービス改善に役立てることができる点も利点の一つです。

例えば、特定の季節に問合せが集中する内容、制度変更に伴い迷ひやすい項目、さらには御高齢者が多く使用する相談分野などをA Iが自動で抽出し、重点的に周知すべき領域や業務改善の方向性が見える化する効果が期待できるかと思われまふ。

当市でも既に導入しているかと思ひますが、内部業務へのA I導入により、職員さんが行う文書作成補助など、効率化が進められているところもあるかと思われまふ。これにより、職員さんが本来注力すべき対面相談や、専門的判断を要する業務に集中できる環境が整いつつあるのではないかと思われまふ。

先進的にA Iを導入している自治体は、あくまで職員と住民のコミュニケーションを補完するためのものであり、市民一人一人に寄り添う丁寧な行政サービスを維持しつつ、限られた人員でも継続可能な体制を構築するための重要な手段となりつつあるように思われまふ。

視察先の奈良県葛城市では、このA Iシステムを教育分野に展開し、児童生徒用タブレットにアプリとして搭載し、A Iマスコツトが児童の質問に答える形式で、親しみやすく自然な対話が可能となるシステムが構築されておりました。中学校卒業後、何歳になつてもこのアカウントを使用できるようになっており、学校の授業時間であるホームルームの中に一定の時間使用するときを確保しておりました。

葛城市が行っているA I相談というのは、A Iが自動的に動くものではなく、A Iを利用する相談体制の構築であり、この相談システムの教育分野への導入の目的も、A I相談で全てを完結するのではなく、一人一人の全ての児童生徒をつなげる仕組みであり、仕掛けであり、重要なのは臨床心理士となる専門家の存在で成り立たせている点でありまふ。

た。

取組の成果としては、学校からの声としては、A I 相談導入前に比べ、課題の早期発見や未然にトラブルを防ぐことができたケースが増え、大きなトラブルが減っていると感じているということでありました。

近年、A I 技術は急速に進化し、行政運営にも大きな変革をもたらす可能性を秘めているかと思われま。住民サービスの向上、業務効率化、自治体の持続可能性の確保という観点から、A I の利活用について目が向けられていく可能性があるかと思われま。将来的には、住民相談の一時対応や災害時の情報整理、事務作業の自動化、地域課題の分析など、多方面で行政負担の軽減と質の高いサービス提供が期待されていくのではないのでしょうか。特に人口減少が進む中、限られた職員体制でも安定した行政サービスを維持するためには、A I の活用は大きな支えとなり得る可能性もあると考えられま。

一方で、A I の導入には課題も存在していると思っております。まず、情報の正確性や判断の透明性、データの取扱いに関する安全性、そして住民の理解と信頼の確保が不可欠であります。誤った情報提供が行われた場合の責任の所在、個人情報管理の管理体制など、制度的な整備も求められることになるかと思われま。また、導入後の運用を担うスキル向上やA I に過度に依存しない体制づくり、導入するに当たってコストや、ほかにも何か弊害になることはないのか吟味することも必要になってくると思われま。

そこで1つ目の質問ですが、今現在、L o G o A I アシスタント b o t 版の活用がなされているかと思いますが、今後、市民が利用する形態で業務軽減につながるようなA I 活用・導入は考えておられるのか、お聞かせ願います。

2つ目に、三笠市のPR拠点についてお伺いいたします。

行政視察先の一つとして、このたびは和歌山県にある民間事業者へも視察に行っていました。和歌山県にあるキミノーカは、紀美野町において農業の価値を再発見し、地域の課題解決と持続可能な農村づくりを目指して活動している先進的な農業ベンチャーでありました。特に、地域資源の活用と六次産業化を通じて、農業を軸とした新たな地域活性化のモデルを提示している点に注目してまいりました。

農業生産だけではなく、加工・販売を一体的に行う六次産業化を推進しており、その代表例がジェラート製造であります。自社農園で栽培した果物や地域産の素材を活用し、新鮮で高品質なジェラートを加工・販売することで、農産物の付加価値向上に成功しています。これにより、農家としての収益改善だけではなく、紀美野町の魅力発信にも寄与しておられました。

農業を体験し、地域を知ってもらうことにも力を入れており、観光客や若い世代に向けた農業体験プログラムを実施し、農作業や農産物の収穫する機会を提供しておられました。これらの体験は、農業の楽しさや地域の価値を実感してもらうきっかけとなり、移住や関係人口の増加にもつながることが期待されるかと思われま。

また、農産物の共同出荷や加工品開発など地域全体の産業振興にも寄与しており、特に

若い担い手の育成や新しい発想を取り入れた農業モデルを構築し、地方における農業の可能性を広げておりました。

キミノーカの実践は、農業の再生と地域振興を両立させる魅力的な事例であり、大変参考となるものであるかと思われます。六次産業化による付加価値創出、観光との連携、担い手育成など、多方面にわたる実践は人口減少が進む地域において重要な視点と言えるのではないのでしょうか。

多くの人をまちに呼び込むようになった店舗の影響で、町内には土日営業をメインにしたパン屋やカフェ、ギャラリーなどのお店が増え、そして、町自体に興味を持ち、移住したいという人が増加傾向にあるということで、一つの店舗から様々な影響を与え始めており、過疎地域において、よきモデルの一つとなっていると言えるかと思えます。

山奥にある一つの店舗から大きな波及効果を与えることができる事実にも励みを受け、当市でも毎年数十万人の入り込み客がある道の駅や高校生レストラン周辺施設において、食をテーマとした情報の発信拠点として成長している最中であり、食のまちとしての今後のますますの飛躍に大きく希望と期待を持っていきたいと思っております。

そこで、2つ目の質問ですが、三笠市のPR拠点の一つとなっている道の駅について伺います。

三笠観光協会が特産品などを扱う売店を「食の蔵」内に移転させたことにより、現在のところファームセンター内に空きスペースが生じている状態であるかと思えますが、今後の活用方法があればお聞かせ願います。

3つ目に、三笠市かわまちづくり計画について伺います。

近年、全国の自治体において、かわまちづくりが進展しております。水辺空間を活用した地域活性化の取組であり、河川を単なる治水施設として捉えるのではなく、地域のにぎわいや日常の憩いの場として再評価しようとするものです。全国では、市民活動や民間の事業参入が容易になり、従来では実現が難しかった取組が各地で形になりつつあります。

全国的な動向を踏まえると、かわまちづくりは単なる河川整備ではなく、地域の価値と魅力を水辺から再構築するまちづくりであると思っております。地域の自然や歴史を生かしながら、市民にとって身近で使いやすく、観光や交流人口の拡大にも寄与する取組として、様々な自治体が長期戦略に位置づけており、今後、地域独自の特徴を生かしつつ、民間、市民、行政が一体となった持続可能な水辺活用がさらに求められると考えます。

そこで3つ目の質問ですが、今年度の当初予算において、幾春別川の河川空間において、三笠市の特色ある地域資源を生かした水辺整備や利活用による新たなまちのにぎわいづくりを創出するため、三笠市かわまちづくり計画策定のための予算措置がなされましたが、現段階においてこういった進捗状況であるのかお聞かせ願います。

以上で、登壇での質問を終了します。御答弁のほどよろしくお願いたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに、人工知能（AI）について答弁願います。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、A Iの活用の部分、御答弁させていただきます。

A Iの活用につきましては、令和7年第3回定例会におきまして池田議員から通告質問をいただいております。若干重複した答弁となりますが、お許しください。

まず、地方自治体のA Iの導入につきましては、国、総務省になりますが、令和2年12月に自治体DX推進計画が策定され、様々な自治体に関わるデジタル活用策が示されまして、その一つとしてA Iの導入・活用が重点取組事項として位置づけられたところでございます。

そのような状況を踏まえまして、本市としましては、自治体向けの対話型人工知能（A I）「L o G o A Iアシスタントb o t版」を令和6年4月より運用を開始したところでございます。デジタル技術を活用して行政業務の効率化を図るために、対話型人工知能（A I）を導入し、議員が登壇でもございましたが、現在、文書作成や、それからアイデアの創出などに活用させていただいているところでございます。

さらなるA Iの利用促進の試みとして、デジタル推進課で月2回、「L o G o A I通信」と題しまして、全職員に対し例題を交えた利用方法をお知らせして、さらなる使用を促しているところでございます。

そこで、今後につきましては、A Iに限らずデジタル技術につきましては、日進月歩で進化しているというふうに認識しているところでございます。できるだけ後れを取らない取組に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 今後あらゆる分野においてA Iの導入がなされていくような時代に入ってきたのかなというふうに、私、思っておりますけれども、職員さんの業務効率アップですとか、業務軽減につながるようなシステムが導入されていけばいいのかなという感度ではありますけれども、例えば、私、先ほども触れましたけれども、本市のホームページにおいてA Iチャットボットの導入の可能性についてはいかがでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） ホームページにA Iチャットボットを導入するということで、検討はしてきたところでございます。業務の効率化というところは、まず目指すべきところというふうに考えておりますけれども、第一に考えるべきは市民サービスの向上であるというふうに考えてございます。

導入に当たりましては、閉庁日でも問合せへの対応が可能になるという利点はありますけれども、A Iとはいえ、市のホームページからの回答には正確性が求められてくるところでございます。公式ホームページからの誤情報の提供というのは、住民に混乱を与えるだけではなく、市への信頼を損なう形になってしまいます。そこで、正確な回答を導き出

すためには、ホームページ内にあります膨大な過去のデータを整理する必要があること、多岐にわたる住民ニーズに対応した情報の作成が必要となり、そこに係る職員の業務負担は避けることができないことから、現状でのホームページの検索機能もあることから、導入に至っていないというところでもあります。

また、導入に係ります経費、維持経費も必要となってきますので、その点も検討を行いながら、費用対効果を考えて導入に踏み切れていない状況にあります。

チャットボットによる応答の導入市町村は、年々少しずつ増加してきていますが、都道府県や政令指定都市では若干減少している傾向も見られますので、導入自治体の状況等を調査しまして、引き続き検討していきたいというふうに考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 既にそういった議論、また、検討の段階に入っていることをお聞きしました。業務効率化につながればいいのですけれども、御答弁にありましたとおり、一時的なのかもしれないですけれども、ある一定の時間この導入に向けてかなり労力を入れなければいけない部分もあるのだなと思いますけれども、これによって多大な業務が発生してしまうこの現実が果たしてどうなのかなという、そこは苦勞しなければいけない部分なのかも分からないですけれども、何かを導入するために、さらに業務が多大になってしまうという現実もあるなどというのは、なかなか私としても強くこれ以上言えないなどという部分もありまして、その辺は御容赦いただきたいと思うのですけれども、ただ、そういう時代になっていくのかなという気はしております。

また、もう一点お聞かせ願いたいのですけれども、視察先で導入されておりました、これは教育分野に導入されていたのですけれども、児童生徒への生成AIを活用した相談支援が構築されていたわけでありまして、教育分野についてもこういった独自の導入の仕方が進められているところも出てきておりまして、例えば、こういった可能性というのはいかがでしょうかね。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） まず、現在の小中学校におけます生成AIの活用状況に関してでございますけれども、文部科学省が生成AIの活用に関するガイドライン、こちらのほうを昨年末に改訂いたしまして、児童生徒の学習活動における利活用ですとか、教職員の公務における利活用について基本的な考え方を示しております。その中で教職員が生成AIの仕組みや特徴を理解し、児童生徒が学習活動で利活用する場面では、そのリスクや懸念についての対策等を講じた上で利活用を進めていくべきとされてございます。現在は、文部科学省のホームページで公開されている生成AIパイロット校、こちらの先行取組事例や教員向けの研修動画、こちらを利用して理解を深めている段階でございます。

また、生成AIの利用に関しましては、対象年齢が定められていたり、未成年は保護者の同意が必要となるなど、利用に向けての課題もあることから、現在は1人1台端末、こちらのほうにアプリケーションソフト等を入れずに利用させていないという状況でございます。

ます。しかしながら、生成A Iは今後必要な技術と認識しておりますので、国や道の動きを注視しながら、周りの市町の状況も参考にして、利活用について研究していきたいと考えております。

また、A I技術の利用という観点からですが、昨年度試行いたしました本年度本格導入いたしましたA Iドリル、こちらのほうにつきましては1人1台端末で授業や家庭学習に活用しております。これはA Iが学習者の理解度を分析して、その人に合った最適な問題を提供してくれるために、児童生徒は自分のペースで学習が行えると。また、自分の苦手分野の克服や得意分野の伸長が期待できるというものでございます。また、教員は、宿題の作成や採点の時間を削減し負担軽減できるとともに、児童生徒一人一人の理解度を把握することができますので、今後も活用を続けることで児童生徒の個別最適な学びを深めたいと考えております。

このようなA I技術を生かしまして、小中学校における児童生徒への相談支援ということでございます。

まずは相談支援におきましては、日頃から教職員による見守りや希望者へのスクールカウンセラーとの面談を実施しております。また、それ以外の相談先として、子ども相談支援センターにおける電話相談、それからメール相談、ほっかいどうこどもライン相談におけるLINEを活用した相談、北海道教育委員会のウェブページに設置されているおなやみポスト、空知教育局の電話相談、文部科学省のLINEやチャットによる相談窓口など、電話による対人の相談窓口のほか、メールやLINE、チャット等による直接対面で会話しなくても相談できる窓口がございまして、相談の方法が増えてきている状況でございます。また、三笠高校においても同様な取組を行っているところでございます。

今回御紹介いただきました奈良県葛城市の生成A I、こちらを活用した相談窓口につきましては、今後の生成A I活用の参考となる事例なのかなと考えてございます。

そこで、まずは詳細について確認させていただくとともに、教育分野への生成A Iの活用が進んでいく中で、国や道の動きを注視して、近隣市町の状況も確認しながら、先行事例等を参考に研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 教育分野ということでありましたけれども、G I G Aスクール構想がスタートしている中で、児童生徒のためのシステム構築という意味では、ある意味、親しみやすさが出やすい部分なのかなというところを感じております。子供たち、非常に幼いうちからそういった環境の中で過ごしておりますので、我々よりも使いこなす子供たちが多い中で、利用率も非常に高い分野になるのかなと思っておりますので、触れさせていただきました。

いずれにしても、それぞれの自治体で独自性を構築してきている時代に入ってきていると思っております。今後、A Iの進化が進む中で活用する場面も増えていくのだろうなど

いうふうに思っているのですけれども、そして導入することで市のDX推進、それから行財政改革にもどのような位置づけとなっていくのか、導入するのであれば長期的なビジョンも必要になってくる要素であるかというふうに思っております。

先ほど御答弁にもありましたけれども、総務省で自治体DX推進計画でしょうか、取組事項として自治体フロントヤード改革の推進、これは住民と自治体の接点を実現していくという部分だと思うのですけれども、各自治体の実情に応じた創意工夫でこういった新しいものを考えていく流れになるのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど特にホームページ上と、また、教育分野についての質問、この2点いたしましたけれども、このほかにも住民と自治体の接点という形でAIを介していくような構想など、何か議論されている部分はありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 先ほど答弁させていただいた総務省でつくっています自治体DX推進計画、これの三笠市版というものを、今、デジタル推進課を中心に作成させていただいています。ただし、今、庁内のデジタルの促進ということで、そういう視点でまずは今年度中に作成を目指しているところで、そのほかに産業でありましたり、農業でありましたり、いろいろな部分でデジタル化を進めていかないと駄目な部分があると思います。そちらの公務のほうのデジタルの計画をつくった後に、またそちらのほうの計画も随時進めてまいりたいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 最近になって新聞報道でもよく見かけるようになりましたけれども、AIに対する適切な使い方ということに関しても課題が出てくる部分なのかなと思っております。自治体がAIを導入、扱う際にはそういったことは起こりにくいとは思っているのですけれども、その辺も含めて今後どういった動きになるのかということが少し気になった次第でありましたけれども、私、登壇でも先ほど課題について少し触れましたけれども、この分野、とてもたけている部分ではないので、なかなか難しい部分であれなのですけれども、少し調べていく中で、こういったシステムがいろいろ導入されていくかと思っておりますけれども、増えることによって電力消費はどの程度のだろう、電気料金に影響を与える部分があるのだろうかという点と、こういったシステムを冷却するようなシステムも必要になってくる時代になるのかなと。そうしますと、たくさんの水を使うことによって、それを排出する際の住民への影響はあるのだろうかというところも、この辺全然詳しくはないのですけれども、そういったこともよく吟味しながら進めていく必要があるのかなというところは触れさせていただいて、次の質問で終わりたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 人工知能（AI）についての質問はよろしいですね。

◎6番（畠山 幸氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） それでは、次に三笠市のPR拠点について答弁願います。

産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） それでは、私のほうから、三笠市のPR拠点ということで、道の駅三笠と、御質問の「食の蔵」に移転した後の活用状況ということでございます。

まず、観光協会について前段触れたいと思います。

御承知のとおり、令和5年5月に「一般社団法人北海道三笠観光協会」として、まずは法人化したと。その後、DMOという部分で観光庁より候補法人登録させていただきながら、その後いろいろな活動を経て令和7年3月に「登録観光地域づくり法人」、これはDMOですね、ということで正式に登録していただいたと。

食の蔵への移転につきましては、このDMOの登録、それからDMOの継続という部分で、DMO登録するところで必須要件になっていましたマーケティングという部分でこれをやりまして、そのデータ分析の結果、観光情報のさらなる発信が必要だとか、物販の強化、ワインの試飲・販売、それから三笠市の最大の集客力、それからリピート率が高いという部分で、より人の流れが多い食の蔵へ令和7年8月に移転したものでございます。

移転後、物販関係、令和6年と今年の令和7年の8月から11月の4か月を比較しますと、前年より128%の売上げという部分で、まだ期間は浅いのですけれども、これからも継続的にデータ収集・分析しながら必要な対応を図っていききたいなというふうに考えています。

それで、御質問の移転後の観光協会事務所の利活用という部分なのですが、現在、物販関係は食の蔵に移転したのですが、スタッフの執務室は、食の蔵にそのスペースがないということで、まだそのまま残して活用してございます。それから、今まで外の屋外の車庫に置いてあったレンタサイクルをこの執務室のところに持ち込みまして、メンテナンスだとか、あと利用者が来たときのガイダンスだとか、車両を展示したりとかというような活用も図ってございます。それから、新しくワインだとかの試飲だとか物販をしていますので、その保管だとか管理するという部分で活用を図っていると。それから、来客等もございます。それから、今、一生懸命新商品の開発等も行っているということで、ミーティングしたり、来客の対応をしたりという部分で活用を図っているところでございます。

また、ワインの情報発信拠点として、活用も積極的に行っておりまして、ファームセンターの2階の研修室を利用したワイン講座だとか、ワインの検定の開催だとか、それから北海道ワイナリー協会と連携しまして、栽培醸造技術研修会なども行っているところでございます。

今後引き続きワイン関連事業の取組を強化してまいりたいというふうに考えてございます。

また、次年度以降のさらなる活用としまして、やはりジオパークを中心とした各種ツアーの発着場所として使ってございます。その待合だとかガイダンスの場所としても、今まで外で待合等をしていたのですが、これを中でやるというような活用も想定してございます。

現在、観光協会のほうはまだ人手不足という部分もあるので、食の蔵の売店のみを恒常的に開けて運営しているような状況でございます。こちらを早期に解消しながら、観光の総合のゲートウエーとして、観光だとかツアー情報の提供など市内の様々な情報発信を行うことができる場所にしたいという取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、道の駅三笠は、三笠市の出入口の場所ということもございまして、食の蔵、飲食店、それから観光協会、コンビニのほか、隣接して宿泊温浴施設だとか、イオン、パークゴルフ等も有しておりますので、このエリア一体として展開が可能である場所ということもございまして、今後もいろいろ工夫しながら三笠市内へ人々が展開できるような、継続してつながれるような取組を進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 観光協会が食の蔵へと移動されて、まだ1年は経過していないので、半年もたっていないところだと思うので、1年通じての様子を見ていく必要もあることを承知の上で、まず触れさせていただきました。

先ほど売上げは128%、これは増加したというふうなことだと思うのですが、移動したことによって、特産品の売上げが上がり、また、全体の人の流れにも何か変化が生じてきているということなんでしょうかね。それとも、食の蔵の影響、相乗効果といえますか、その点で特産品の売上げが伸びたのか、その辺何か分析されている部分ありましたら。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 売上げは伸びているという部分で、ただ、データを取りましたら、移って観光協会の入り込みは少し落ちている状況なのです。これは、もともとのところは、要はラーメン屋さんとかその辺からずっと入ってきて、そのまま出るだとか、そういうのをカウントして、買わない人もカウントしているのですが、今回は実際買った方、それが実質出ているので、ただ、落ちているといってもそんな大きい部分ではないですので、あと、ほかのお店含めて、やっぱりコロナのときはかなり落ちたのですが、観光協会があそこに出すことによって、相乗効果でやはり少しずつ上がってきているという部分もございまして、まだオープンしたばかりでそこに三笠全体の物販があるというのもまだ知らない方がたくさんいますので、これからそういう情報を発信しながら、たくさんの方に食の蔵、ほかのお店にも行っていただくような拠点にはなるのかなというふうに考えています。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 食の蔵が移動する前から当市の冬の入り込み状況については課題の一つであるかと思っておりますので、この冬がどういうふうになっていくのかということも非常に興味深く見ております。

また、その空きスペースの新たな活用の構想も一部お聞きしましたがけれども、この空きスペースの活用でどういったまた流れが生じていくのかというところも非常に興味深いところでありましてけれども、観光協会が移動するに当たって、これまでのマーケティングデータ、また、アンケート調査、データ分析をなされたかと思えます。その一つとして今回の移動があったということもあると思うのですけれども、このデータ分析、アンケート調査の結果から、ほかにも何か具体的に政策に落とし込んだ部分というのはありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） これ、毎年マーケティング調査、アンケート等を含めて委託しまして、市内でお店に来た方だとか、市内の施設を使った方にQRコードを読み取っていただいて、そこから打ち込んでいただいて、最後、特産品をプレゼントしますよと、そういうのを入れないとなかなかやってくれないので、そういう形でいろんなデータを取っています。

その中で、やはりさっき言ったお土産が少ないだとか、直売所がここに欲しいだとか、いろんなお願いといいますか、要望等もございます。それを一つずついろんな整理しながら三笠市としてできることを今実施していると。その一つとしては、やはりワイナリーにたくさん興味がある方がいるということで、ジオのほうでワイナリーツアーを少し進めているという部分だとか、やはり桂沢等のアクティビティー、そこら辺の充実をお願いしたりだとかとありますので、その辺は去年からサップ、それを少しずつやりながら、手応えがありますので、これはこのまま進めていきたいというふうに考えています。

あと、やはりお土産ということで、うち、メロンだとかいろんな部分はあるのですが、お持ち帰りいただくのに加工品というのが重要だろうということで、今、そちらの加工品等もいろんな企業さんとコラボしながら進めていると。御承知のとおり、今、鹿肉のカレーの缶だとか、あと、この間も出ていたのですが、三笠高校生がラーメン監修していただいてというので、そういう加工品を中心に、今、進めている状況でもございます。

それと、先ほど視察へ行ったジェラートという部分もあったのですが、やはりうちのほうで地域ならではの資源ということになれば、先ほどからワイナリーの話もしていますけれども、そういった景観を含めてワイン等がございますので、今年の予算で計画づくりさせていただいておりますけれども、そういうものを含めて三笠の特色のあるものとして進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 先ほど鹿肉を使ったカレーの缶詰だと思うのですけれども、私も食べさせていただきまして、非常にスパイシーですごくおいしかったものですから、やっぱりあーいったおいしいものがどんどん広がっていけばいいかなというふうに思っております。そして、まだまだ活用できる農産物もあるのかなとは思ってはいるのですけれど

も、ただ、そこに加工となるとやっぱり尽力してくださる人が必要になってくる面でもありますので、その辺もなかなかクリアすべき課題もあるのかなと思っておりますけれども、先ほど空きスペース、ジオでも使う要素が出てくるかなというふうな答弁だったと思っておりますけれども、ジオに関しては体験ツアーメニューが非常に多いところでありまして、道の駅を起点として各地に向かう、よい波及効果が生まれていけばというふうに思っております。

道の駅については、本市を訪れる方々にとって、先ほども御答弁でありましたけれども、玄関口であるかと思っておりますので、市の魅力ですとか、また、印象を左右する重要な施設だと思っております。

食の蔵をリニューアルして、まだ10年たっちはいないと思うのですが、10年近くなのでしょうか。そのときに来訪者数がすごく伸びたかと思っております。コロナ禍を経て、ちょっと残念ながら数値が落ちてきている部分もありますけれども、でも今はその回復の途中であるかと思っておりますので、私は、この道の駅が観光振興と、また、農業振興、それから防災、移住PR、DXなど、市の重点分野とより強いリンクを担っていただきたいなと思っております。

最近、個人的に私、道の駅周辺、また、ファームセンター内を改めて見させていただく機会があったのですが、少し老朽化している部分もあるなというところで、その中で空きスペースの活用といっても、何か制限がかかってしまうような部分もあるのかなというふうな印象を持ちました。それならば、思い切ってファームセンター全体をリニューアルすることも、新たな道の駅の姿としてそういったことも戦略であり、一つの可能性、選択肢の一つであるかなというふうな印象を持ちました。もし、この点に関して御答弁があれば。

◎議長（武田悌一氏） 産業政策推進部長。

◎産業政策推進部長（中原 保氏） 御承知のとおり、道の駅三笠につきましては、平成5年、道の駅の登録第1号としてスタートしたところでございますが、このファームセンターの建物自体は、昭和63年に「新農業構造改善事業」ということで、農業関係の施設として建設したと。今年でもう37年経過してございます。その後、屋外の売店棟として「食の蔵」を平成20年に建設したと。それと、平成21年にファームセンターに観光協会が移ったと。その後、平成29年にさらに「食の蔵」を増設して、現在に至っているというところでございます。

やはりファームセンター、これだけ経年しておりますので、床下の污水管だとか、その改修だとか清掃だとか、冷暖房機の更新だとか、維持コストもかかってございます。もともと農業関連施設として建設したこともありまして、なかなかやっぱり今の道の駅という観光施設としての使い勝手がいい状態ということとは言えない状況でございます。

ただ、リニューアルとなれば、やっぱり建て替えだとか大規模改修が必要だとなったときに、先ほども述べたのですが、農業の補助金を入れてやっていますので、この補助金の

処分年限がまだちょっと残っているという部分が、さらにもしリニューアルだとか改修するには、やっぱり国の補助金をいただかなければいけないですので、そのときに市の負担を極力抑えた整備ということになれば、二重に国のお金を投入することができるかとか、その辺のいろんな制限がまだ残っているということで、我々としたら、もう少し今の建物を少しずつ適切に維持管理しながら、もう少し維持していきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 農業関係の施設から始まったということで、まだまだいろんなクリアすべきこともあるかということ承知いたしました。

私、道の駅は非常に魅力的な施設だと思っておりますし、三笠市は、ある意味でハブ的な役割を果たせる位置にあるかと思っております。高速など使えば、車を使えば、富良野、また、旭川、札幌、小樽、そして空港へも1時間少しほどで通える、移動できる範囲ですので、もっともっと重要な役割を果たしていける要素があると思っております。このような位置関係からリトリート、休暇を兼ねた遠方からの長期滞在にも向いてくる要素はあるなと思っております。そんなことから、道の駅、これから情報発信、PRが非常に充実していけばいいかなというふうに思っておりますので、その点述べさせていただいて、次の質問に移りたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） それでは、最後に三笠市かわまちづくり計画についての答弁を願います。

建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） それでは、私のほうから、三笠市かわまちづくり計画について答弁させていただきます。

かわまちづくり計画の策定に当たりまして、令和7年1月31日に「三笠市かわまちづくり協議会」を設立し、これまでに3回の協議会とフリートーク形式による意見交換会を1回開催してきました。

現在までの協議事項につきましては、既存の資源を最大限に活用した水辺空間の魅力づくりを基軸とした基本方針の策定、また、ハード・ソフト施策などについて委員の皆様から多くの御意見をいただきながら議論を重ね、計画策定を進めているところでございます。

具体的には、三笠運動公園付近を「地域住民が日常的に水と触れ合い、憩える場の創出」としてにぎわいエリアに位置づけ、桂沢湖周辺を「幾春別川の豊かな自然を生かした来訪者への非日常体験の提供」ができるアクティビティーエリアとして位置づけをしております。

そして、この2か所の重点エリアを結ぶサイクリングロードを設定して、岡山から三笠運動公園までの既存の管理用通路とつなげ、拠点間の回遊性向上を図る案を基に議論を進

めているところであります。

今後の予定といたしましては、令和7年12月25日に第4回の協議会、令和8年3月に第5回の協議会を開催し、令和8年6月には計画書を国に申請したいと考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） かわまちづくりを進めるに当たって、全国事例も、私、参考にさせていただきました。

その点踏まえて、当市の可能性からいくと、地域回遊動線の整備、先ほどサイクリングロードという御答弁もありましたけれども、それから川と防災と観光による多目的空間化、それから水辺のにぎわいを創出するイベント、アウトドア教育、景観資源のブランディング、このあたりに落とし込めていく要素があるのかなというふうに私は感じました。具体的に言うと、簡易デッキですとか、それからベンチの設置ですとか、また、ビューポイントの選定、フォトスポット、観光の方だけではなくて、市民の方も日常的に川辺を楽しむ環境を整えていけたらというふうに願っております。

そこで、かわまちづくりを進めていく上で、今後の方向性と申しますか、何か強いコンセプトのようなものは見定めておりますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 全国のかわまちづくりの事例を見ますと、例えば水害等で被害を受けたまちが堤防や護岸の整備計画と併せて防災を意識したかわまちづくり計画を、復興と再生に取り組んでいる事例等もございます。

当市といたしましては、昨年完成した新桂沢ダム、また、現在進めております三笠ぼんべつダムの建設によりまして災害のリスクが軽減されることを背景に、かわまちづくりを単なる防災面の充実にとどめず、先ほど議員おっしゃられたとおり、憩いの場や、あと人々の集まる場の創出を重点的に進めることを目的としております。

具体的には、当市ならではの固有の歴史、文化、食、観光、エネルギーといった特徴的な資源を生かしまして、地域特性を生かした水辺空間の魅力を最大限に引き出していくことが重要だというふうに考えております。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 宰氏） 我がまちで持っている独自のものとまた連携していきながらということだと思いますけれども、先ほど協議会も何度かこれまで開催されたということで、いろんな話合いが出てきているのかなというふうに思うわけですが、その協議の中で実現に至りそうな構想など、幾つか固まってきている部分などはありますでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 建設部長。

◎建設部長（松本裕樹氏） 少し具体的なお話をさせていただきますと、まずハード施策といたしましては、岡山から桂沢までのサイクリングコースの設定と、それに関わる案内

看板の設置や三笠運動公園付近の幾春別川河川敷におけます親水護岸、親水広場の整備を検討しております。また、桂沢湖周辺では、野外博物館からみかさ遊園を結ぶ散策路の整備や、新桂沢ダムから桂沢湖湖畔エリアまでのアクセス通路の整備、さらに桂沢湖湖畔における親水護岸や浮き桟橋などの整備、また、フォトスポット等々も含めまして、現在検討しているところでございます。

ソフト施策といたしましては、イベントなどの運営母体となる、まずプレーヤーが誰になるのか、その協力を得るサポーターづくりをどのように進めていくかという点につきましては、これからのかわまちづくりの推進体制については、今後の協議会で検討をしていく予定となっております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 畠山議員。

◎6番（畠山 幸氏） 運動公園などの話もありました。私、運動公園の辺りは、すごくいいスポットになるのではないかなというふうに思っております。そこに川辺のキッチンカーの出店であったりですか、また、夕暮れどきのライトアップなんかも非常に雰囲気がよくないかなというふうに思っています。

かわまちづくりを進めるに当たって、そういった雰囲気、ムードといいますか、そういったスポットになっていけばいいかなというふうに思っておりますけれども、一つのデートスポットのような形で名所になっていくような形になれば、私、すごく魅力的だなと思っております。

三笠市の豊かな水辺環境を生かしながら、歩く、学ぶ、集うということが軸としてなっていくのかなと思っておりますので、かわまちづくりをこれからも段階的に進めていただきたいと思っております。

以上で、私の質問は終わります。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、畠山議員の質問を終わります。

次に、4番浅尾議員、登壇願います。

（4番浅尾三吉氏 登壇）

◎4番（浅尾三吉氏） 令和7年第4回定例会一般質問の通告に基づきまして質問いたします。

最初に、物価高騰対策についてです。

まだ国会は審議中ではありますが、政府が先月閣議決定した今年度補正予算案では、物価高騰対策として子供1人当たり2万円の応援手当や来年1月から3月使用分の電気・ガス補助が盛り込まれたりしております。

地方自治体において地域の実情に合った的確な支援が行われるよう、重点支援地方交付金も拡充されました。推奨事業メニュー分として、昨年度の補正予算の3倍以上となる総額2兆円が盛り込まれています。その重点支援交付金の本市への交付限度額というのはどのぐらいで、どのようなことに使えるか、まずお聞きいたしたいと思います。

さらに、「強い経済」を実現する総合経済対策において、「国・地方が一体となって、できる限り早期の執行に努める」とされております。物価高騰対策は即効性が大事だということですので。

また、事務コストの最小化も欠かせません。紙の商品券やお米券については印刷代や事務経費が大きく膨らむ傾向があり、お米券の発行はしないという自治体も報道されております。主な都市では既に具体的な事業も公表され始めていますが、本市における物価高騰対策の具体的な検討状況についてお聞きします。

次に、地域公共交通についてです。

現在、減便されたバスの代替として通勤等交通確保事業が実施され、通勤、通学の対象者だけで登録されて事業を運営されています。その現在の利用状況について伺います。これについては前回、9月の第3回定例会で畠山議員が質問しておりますが、その後の推移も含めてお聞きいたします。

通勤等交通確保事業の4月から7月までの利用者は登録者24人に対して実際の利用者は平均すると1.2人でした。乗車しない日もあったということでしたが、申請して登録しているので周知不足ではないと思います。登録者人数が増えればもっと利用者が増えるのではと単純に私は考えています。または懸念したように、タクシーのような狭い空間に市民とはいえ知らない者同士が乗るというのに抵抗があるのかもしれない。

もともと減便されたバスの利用者は、通勤、通学だけとは限りません。むしろそれ以外で乗る方も多かったのではと思います。誰でも乗れたバスの代替でこの事業が行われているのだと私は思っています。

また、畠山議員も述べていた、8月に行われた現役高校生との意見交換の場で、岩見沢発20時頃と岩見沢駅の札幌行きの始発の時刻に間に合う早朝にもこの事業があればとの声がありました。

今月にも地域公共交通活性化協議会が開かれるということですが、三笠市民であれば誰でも乗ることができるという対象拡大、それと便数の拡大ができるような改善ができないか伺います。

クロスセクター効果についても、今年第1回定例会でも取り上げました。

クロスセクター効果とは、地域公共交通の多面的な効果または多様な行政分野、クロスセクターにおけるコスト軽減に貢献する効果と説明されております。もう少し分かりやすく言うと、公共交通への補助金は、赤字ではなく地域を支えるための支出であるということです。先日の市政懇談会でも、デパートのエレベーターのように自由に使うことでデパート全体が黒字化になるという、そのようなことを期待しての無料のエレベーターであると、このクロスセクター効果を例えてお話しされておりました。

三笠市地域公共交通計画において、クロスセクター効果の検証が行われていますが、その内容について現時点で報告できる部分があれば伺います。

また、市政懇談会の説明資料に新市立総合病院の建物の概要が示されて、改めていよいよ

よ新市立総合病院がふれあいセンター前に建設されるのだなということに参加した市民も実感したと思います。ただ、現在でも郵便局横の坂道に難儀している市民が多いですが、新病院ということで、今まで市外の病院に通っていた方も病院を替えてさらに増えることも予想されます。

また、既存の薬局への移動が不便になることが予想されますが、その対応策として、これも第1回定例会で触れましたが、グリーンスローモビリティ、これは電動で小型の移動手段ですが、イメージとしては電動の6人乗りや8人乗りのゴルフカートのようなものです。この導入について検討できないかお聞きいたします。

今、一例として新病院の開院に間に合わせてということでお話ししていますが、全市的にグリーンスローモビリティの導入を目指して検討してはどうかということでもあります。令和10年には新病院が開院します。それまであと2年しかありません。今から検討していないと間に合わないと思っております。

グリーンスローモビリティは、片道3キロメートルから5キロメートルほどの区間の循環や折り返し運転で走る形のものになると思います。1回の充電で30キロメートルから100キロメートルの連続運転しかできないので、充電スポットの準備も必要でもあります。

コースについては、これは私の夢のような考えですけれども、例えとして、いつもキッチンカーなどがイベントをやっている農協前の市街地からの駐車場、これを小さなグリーンスローモビリティ、簡単に言うとグリスロというのですけれども、このグリスロのターミナルとして、そこをスタートして新市立総合病院に向かうというようなコース、そこから榊町団地、薬局前などを経由して、また、さいわい団地を経由して元に戻るコース、さらに同じく新病院を経由して美園町方面に向かうコースとか、病院中心だけでも、いろいろコースが考えられます。中学校や小学校までに行くコースや、または幌内方面は市民会館をターミナルとしてこのグリスロで運転するとか、唐松方面で循環するコースとか、弥生・幾春別方面で循環するコース、幾春別―桂沢間で循環するコースなどいろいろ考えられます。

昨年から市内を歩く人たちが増えてきたように感じます。炭鉄港の見学ツアーの人たち、ジオツアーの人たち、または単独で数人で新しく高校生卒業生が開いた店にも人があふれていることがあります。この夏のお盆の人出も、ドラマ効果があって多くなっています。このような観光客にも、このグリスロは役立つのではと思っています。

新しくできる新桂沢ダムの観光コース、達布山を中心にワイナリーや、今、先ほど述べておりました道の駅などを回るコースなど、夢はどんどん膨らんでいきます。心配している冬の運行ですが、道路の除雪さえしていれば、このグリスロは走ることができます。暖房設備もない透明なシートだけの覆いですが、かえって絵になって話題になるかもしれません。「早く時刻どおりに遠くまで」という従来の公共交通から、「ゆっくりと余裕を持って近くまで」がこのグリスロの特徴です。また、窓ガラスがないので風や匂いを感じ

たり音や声を聞いたり、開放感にあふれ、会話も弾みます。誘い合って乗りたくもなります。もちろん路線バスの停留所へのアクセスを意識して導入を図れば、現在の路線バスの利用客も増えることが期待できます。

先日の元気づくり講演会の野村修也氏のピンチはチャンスという話は、このことではないかと思ひまして、あえて第1回定例会で述べた繰り返しの質問をしました。前述のクロスセクター効果とも関係します。グリスロの導入の検討についてお聞かせください。

最後に、市立三笠総合病院についてです。

新病院の建設を間近に控え、経営改善の努力を続けて収益改善が図られているということですが、その要因についてお聞きいたします。

さらに、美唄市や砂川市にも新病院ができて岩見沢市も建設中で、これからも医師の確保については関係者は苦労されるのではないかと予想しています。経営強化プランには医師の安定確保は絶対条件ともあり、そのとおりだと思います。医師確保について、新病院の開始時における見通しについてお聞きします。また、医師確保に向けた方策等、検討していることがあればお聞きいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎議長（武田悌一氏） それでは、初めに物価高騰対策について答弁願ひます。

企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） それでは、私のほうから、重点支援地方交付金について、その部分のまず物価対策の重点支援地方交付金の交付限度額について聞きたいということに關しまして御答弁させていただきます。

まず、今回の重点支援地方交付金の交付限度額につきましては、昨年度の臨時交付金のおおむね330%増、大体3.3倍以上となる見込みということを内閣府から事前に連絡を受けているところではございますが、補正予算成立をもって正式な交付限度額が通知されるということで、まだ交付限度額を確認できていない状況となっているところでございます。

今回この交付金は、昨年度に続きまして、エネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うものとして、効果があると考えられる推奨事業メニューが提示されたところでございます。

生活者支援と事業者支援に分かれておりまして、生活者支援のほうでは、昨年のメニューに「食料品の物価高騰に対する特別加算」が追加されておりまして、商品券やお米券などの発行に使えることとされておりまして、事業者支援のほうにつきましては、昨年のメニューに「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」として、一定以上の賃上げの取組を行う事業者への支援が追加されたところでございます。今、実際に届いている情報としましては、以上でございます。

続きまして、物価高騰対策の本市における検討状況についてでございます。これにつきまして、以前よりテレビや新聞の報道などで食料品の物価高騰対策としましては、頻繁に

お米券の配布が取り上げられておりまして、このような背景からは、今回の経済対策につきましては、国としましては何か国民に広く行き渡らせるような施策を求めているのだらうなということを想定しておりまして、私どもとしましては、やはり市民に対し、家計の負担軽減につながる事業の検討を進めているところでございます。

先月11月21日付の内閣府からの事務連絡では、「可能な限り年内での予算化に向けた検討」を進めていただきたいという通知は届いたところではございまして、まず生活者支援につきましては、やはりこの食とエネルギーというところをポイントとしまして、内部検討を進めながら何が皆さん求められているのかなというところを、主要団体等の御意見もいただきながら、できる限り早めに事業内容をまとめていきたいなというふうには考えているところでございます。

また、事業者支援につきましては、国から推奨メニューが示されておりますので、エネルギーというところの支援をポイントに置きながら、どの分野でどのような支援が必要かについて同じように検討を進めております。この部分につきましても、関係所管等との協議を行っていく必要がありますので、精査にはもう少し時間がかかるかなというふうには考えているところでございます。

ただ、いずれにおきましても、事業内容案を決定するに当たりましては、実際交付限度額が三笠市にどれくらい配分されるかというところがやっぱり重要なポイントになってくるかなというふうには考えておりますので、国からの事務連絡でのお願いはありましたが、年内の予算化は少し難しいかなというふうには考えているところでございます。

いずれにおきましても、交付限度額の通知が届きましたら事業内容をまとめまして、事業化、予算化の時期につきましては改めて議会に相談させていただきたいなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 大変やっぱり報道されたとおりの3.3倍という交付限度額ということですので、若干市民も期待している部分もあるかと思います。今、なかなか国会も何か長引きそうな、うまくいきそうな形ですけれども、準備するのは大変だと思いますけれども、できるだけ早めに示せるようなことを祈っております。

また、私としては、よく国でも言っていますけれども、水道料金とかプロパンガスとか灯油とかも含めた、そういうものに対応できるような何か事業をしていただければ、すぐ反映できるのかなということで、これは希望を伝えてこの部分は終わりたいと思いますけれども、何か付け加えてありましたら、よろしく願います。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） 私が最初に答弁しておきながら、やはりその330%増しというところ、あまり、そういうふうには通知は受けながらも、それをもう、うのみにして独り歩きしていくのは危険だなというふうには思っておりまして、そういう意味でも今

しっかりと状況を見て判断していきたいなというふうに思っております。事務の軽減につきましても、やはり市長もそこについては意識していくところだなというところで、そこも意識しながらいろいろと進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

失礼しました。330%増しではなく、昨年の330%の見込みということで聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（武田悌一氏） 次の質問に移ってよろしいですか。

◎4番（浅尾三吉氏） はい。

◎議長（武田悌一氏） それでは、地域公共交通についての答弁をお願いいたします。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、地域公共交通について答弁させていただきますと思います。

壇上でもあったとおり、第3回の定例会で畠山議員から通勤等確保事業について御質問がありまして、ちょっと答弁のほうは重複すると思いますが、お許しください。

まず、通勤等交通確保事業につきましては、北海道中央バス株式会社が運行している三笠線の岩見沢最終便が21時発でございました。令和7年3月末をもって減便されまして、4月1日以降19時10分が最終便になりまして、発車時刻が繰り上がったことに伴いまして、これまで21時のバスに乗車していた三笠市民の交通の確保として、タクシーを活用して運用をしているものです。その中で、特に仕事や授業、部活動で遅くなる通勤・通学者のために試行的に実施しているものでございます。

運行日時につきましては、毎日21時に岩見沢駅を出発させていただいております。利用に当たっては、事前登録した上で、登録につきましても、これは電話で簡単に登録できます。乗車日の予約を行い、当日乗車していただくような形となっております。

それで、10月末現在の登録者でございますが、畠山議員から御質問いただいたときは24人、現在25人と1名増加している状況でございます。

それから、4月以降の利用状況でございます。10月末までで214日中141日運行してございます。延べ199人を輸送しました。運行日当たり1.4人運行しておりまして、7月末、畠山議員から質問あったときは1.2人でしたので、運行日当たり0.2人の増というような形となっております。

登壇でございました対象者の拡大でございます。まず、本制度の実施に当たっては、岩見沢発21時の中央バスがなくなることで、このときにこのバスを利用している方々にどう交通の確保をするかということでございました。その中で一番お困りになる通勤、通学、通院で利用されていた方々を対象として、現在、試行的に実施しております。その理由としましては、通勤時間や通学時間につきましては、やはり御自身でなかなか時間を調整することが難しいものですから、今回、試行的な取組では限定して実施してまいります。

なお、買物や私用で出かける方々につきましては、御自身で時間の調整が図れるという

ところで押さえたところでございます。

また、これまでも中央バスの最終便に乗れない場合は、タクシーを御利用いただいた中で帰宅されていたことも、昨年念頭に置いて判断させていただいたものでございます。

次に、いろいろ高校生から伺った意見ということで、「21時より早い時刻の運行」、それから「早朝便」でございます。今年度、これを試行的にスタートさせていただいたものでございます。

当市におけます公共交通は大変重要なテーマであると認識しておりまして、現在、本事業の登録者にアンケート調査を実施している最中でございます。アンケート結果を参考にしつつ、運行時刻などについて研究してまいりたいと考えてございます。

次に御質問のありましたクロスセクター効果の検証についてでございます。

クロスセクター効果とは、「地域公共交通の運行に対して行政が負担している財政支出」と「地域公共交通を廃止したときに追加的に必要となる分野別代替費用」を比較することで把握できる地域公共交通の多面的な効果をいいます。

この効果を検証することで、地域公共交通が医療や福祉、それから観光など様々な面で効果を発揮していることが把握でき、施策の関連性の可視化が容易となるということが言われてございます。このクロスセクター効果を活用して、より持続可能で利用者にとっても使いやすい公共交通の実現を目指すものでございます。

そこで、令和5年度の決算に基づいた本市のクロスセクター効果でございますが、まず市営バスの運行に要した経費が約1,407万円でございます。そのうち運賃収入が約200万円でございます。その収支の差が1,207万円、これが行政が負担している費用となります。

市営バスが担うものとしましては、先ほども若干触れましたが、医療、商業、教育、観光、福祉などの各分野があると思いますが、そこでこの市営バスが廃止された場合に追加的に必要となる財政負担を算出し、費用比較をするものでございます。

例えば医療分野においては、「病院送迎貸切りバスを運行した場合」あるいは「通院のためのタクシー代助成をした場合」、それから買物対策としまして「買物バスを運行した場合」「買物のためのタクシー代助成をした場合」などを想定したときに「費用が幾らかかるか」というものになります。

これらを簡易的にはなりますが算出しますと、通院や通学、買物のためにタクシー代を助成したとして、約1,400万円の財政負担が必要になるのではないかと見込まれるものでございます。そのため、現状の市営バスの約1,200万円の負担に対しクロスセクター効果の試算では、それぞれ算定した場合は約1,400万円となり、現状の市営バスの運行のほうが負担が少ないということになります。

なお、このクロスセクター効果を算出する場合、国の簡易ソフトで試算しておりまして、ルールとして実際には、市営バスには国庫の補助金でありますとか特別交付税とか、そういうものが含まれていますが、それは加味しないルールとなっておりますので、そのこ

とを申し添えさせていただきます。

次に、グリーンスローモビリティの部分でございます。

登壇でもいただいたとおり、浅尾議員より今年の第1回定例会で通告質問をいただきました。改めて答弁をさせていただきますと、この車両につきましては時速20キロ以下の低速運行の電気自動車による移動手段となります。車両のイメージとしましては、ゴルフ場にあるゴルフカートがイメージしやすいと思います。

前回、第1回定例会で御質問していただいた後、私ども研究させていただきますと、製造メーカーとも、オンラインなのですが、すぐお話しさせていただきました。このメーカーによりまして、運転手も含む4人用から7人用の車両を製造しているということでございました。メーカーでは全国各地の自治体等に提供しているようですが、北海道では実験的に夏から秋にかけて函館、それから奥尻町で走行したということをお聞きしております。

この車両のメリットとしましては、低速でゆっくりと走行する小型車両であり、小回りが利く点が挙げられます。

デメリットなのですが、先ほどもありましたが、1充電における走行距離が50キロ程度、ガソリン車などに比べると走行距離が若干短いかなと思います。それから、雪道での実績というお話もありましたが、やはり走行には若干不安があるとのことでございます。それから、雨から守るシートはあるものの、そのシートが雪対策にもなるのですが、暖房装置は今のところないというようなこととお聞きしています。

メーカーには、三笠市の積雪状況について御説明させていただきました。東北地方への納車はあると、ただ、北海道の豪雪地帯への納車はないというような、今お答えをいただいております。

グリーンスローモビリティにつきましては、低速でゆっくりと乗車ができるというメリットはあるものの、冬期間の対策等が私どもとしてはまだ課題があると考えております。

中央バスにおきましては、札幌市など都市圏でも、報道のとおりに運転手不足による路線の廃止や見直し、減便が行われております。当市を含む岩見沢営業所管内におきましても、運転手不足、それから乗客の減少もあり、御承知のとおりに三笠線においては令和7年4月のダイヤ改正で2.5往復、5便が削減されました。

三笠市は、中央バスを基幹交通として岩見沢へと接続してございます。先ほども申し上げましたが、当市におけます公共交通は大変重要なテーマであると認識しているとともに、車両の運行に当たっては、市営バスを含め安全第一で日々走行することが大切かと思っております。

今申し上げたことから、グリスロも一つ的手段として定時路線運行やデマンド交通など様々な交通形態がある中で、新病院の建て替えを含めた公共交通について、引き続き研究してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 最初に、減便されたバスの代替として行っている通勤等交通確保事業の利用の拡大についてですけれども、今まだ試行中だということなので、まだ検討の余地はあるというふうに伺いましたので、ぜひその辺検討していただいて、アンケートも生かしていただいて、そのようにやっていただければと思っております。

特にタクシーを利用するということが原因なのかとも思っているいろいろな考えていますので、さっき言ったグリスロを活用できるなら市営バスをこの便に回せば、また何か変化があるのかなとかというふうに思ったりもしておりますけれども、とにかく検討していただけるということなので、この部分についてはこれで終わりますけれども、クロスセクター効果については今お答えされたとおりで本当に理解を、私自身も含めた交通手段がとてもまた大事だというイメージで質問させていただきました。本当に交通手段がなくなったときの三笠市の状況というのはやっぱり考えられません。

先ほど畠山議員の質問にあったとおり、今、様々な、ダムを中心としたかわまちづくりとかというので、またそういう交通も必要になってくるかと思えます。また、これ以外で、やっぱり電動のレンタサイクルとかというのも入ってくるのかなと思えますけれども、いずれにしても市としての何かこういう交通手段は確保していくことが必要だと思えますので、これも研究されて検討されているということなので、これはこれでしっかりとまた進めていきたいなと思っております。

ちょっと先ほど述べましたけれども、野村氏のあの講演がとても印象に残っております、三笠市の人口減とか、それから交通の便の減とかも含めて本当にピンチなのですけれども、これは逆にこういうものを取り入れるチャンスかなと。特にやっぱり冬の交通、グリーンスローモビリティの活用については本当に懸念あるかと思えますけれども、思い切ってやったら何か逆に目立つのではないかなと思ひまして、あえて強調して、冬も走らせたかどうかと思っておりますので、またそういったことも検討していただきまして、三笠市の公共交通を守っていただければと思います。検討していただけるということなので、これはこれでいいと思ひますので、次をお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 最後に、市立三笠総合病院について答弁願います。

病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） それでは、私のほうから、市立病院の経営改善が図られてきた要因というところで、まずお答えさせていただきたいというふうに思ひます。

経営改善につきましては、現在まで様々な取組をしている中で、大きな取組といたしまして、まず入院についてでございますけれども、令和2年12月まで24床ありました回復期リハビリテーション病棟、これを管理していた病棟を令和3年3月から再編をさせていただいて、入院患者の安定的な確保、それと単価のアップを図ってまいったところでございます。

それに加えて、収益を改善するためには医師というものがいなくては進まないというところもございますので、医師確保に向けた行動も行ってまいりました。令和3年から令和6年までで増減はしているのですが、2名の増加をしているところによりまして、入院患者が増加し、さらには医師以外のスタッフ、こちらの頑張りもあって収益が改善しているものと考えているところでございます。

その取組によりまして、一般会計の繰入金につきましては、令和2年度から令和6年度までで約4億5,000万円以上を計画値より圧縮することができている状況でございます。

一方で、外来患者数につきましては、現在減少している状況でございます。その対策といたしまして、令和4年10月には訪問リハビリテーション事業の実施、それから令和7年4月からは通所リハビリテーション事業や透析患者送迎を行うことを含め、対策を講じている最中でございます。令和7年度においては、外来患者が少しずつ回復してきている状況でありまして、この要因といたしましても、医師確保が現在できていることが大きいと感じているところでございます。

続いて、医師確保についての見通しというところでございます。

病院を運営するためには、常勤医師及び非常勤医師の確保というところが必要なことから、依頼に対しまして市長を筆頭に医師確保行動を行っているほか、全国自治体病院協議会、地域医療振興協会、北海道東京事務所、北海道地域医療振興財団、北海道医師会などの各団体に対しても行動を行っているところでございます。あわせて、民間病院に対しての派遣依頼、それから民間の医師紹介事業者への求人掲載を行いまして、様々な角度からアプローチをしているのが現状でございます。また、これまで関わりのあったドクターに関しましても、継続的に交渉しているところでございますけれども、院長、病院長自ら医師確保に向けた行動を行っているところでございます。

その中で今後の見通しということになります。現在、国では、2040年を見据えた新たな地域医療構想の中に医師の偏在対策といたしまして、大学病院が中核病院に医師を派遣しまして、さらに中核病院から中小病院に派遣するという2段階での仕組みづくりが必要であると検討が進んでいる状況でございます。その医師派遣の仕組み、これを確立することができれば、当院の安定的な運営につながるというふうに考えているところでございますが、これも前段でお話をさせていただきました各団体、国への働きかけによって制度の検討が始まったというふうに考えているところでございます。

医師確保につきましては、相手がいることもあり、タイミングなどもございますので、こういった国の制度というのが、今現在、未確定のところがございますことから、現在と同様の医師確保行動を継続し、採用に向けて取り組んでいくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） どちらにしても、とにかく医師の確保が大変だなということだと思います。先ほども今回の改善の要因の中で、医師以外のまた医療スタッフの頑張りがあったことを言うておりましたけれども、私もこれを質問するに当たり、簡単にというか、ある程度予算を取って医師が来てくれるような環境を整えたり、またはそのための予算を増やせば少しはいいのかなというような甘い見通しで質問を考えていたのですけれども、調べれば調べるほど、なかなか医師の確保というのは難しいものだなということを考えております。

中でも、いろんな方にも医師の確保についていろいろ聞いたこともあるのですけれども、その中で本を紹介されて、読んだわけではないのですけれども、概要を調べると、三重県の志摩市民病院のたった1人残った医師として6年かけて病院を再建した、そんなような内容の志摩市民病院のことを紹介されたので、概要を読んでみました。その中でもやっぱり医師確保、医師が突然みんないなくなって、たった1人残った院長にならざるを得なかった医師が、たった1人で再建にこぎ着けた話が載っていましたけれども、その中で行政として、どうしても行政職で二、三年で事務の、自治体、うちの市立病院みたいなところは必ず行政の、せっかく一生懸命事務局の中心としてやっている方が転任してしまうという、そういう悩みが書かれておりましたけれども、病院の経験がない人が配属されてきて、また一からやり直しとかというのが大変負担だというような内容が書かれておまして、本当に市役所の人事で事務職が二、三年で替わってしまうこと、こういうことがちょっとネックになるのかなということが書かれておりましたけれども、これはすぐには変わらないのかと思っています。ただ、人事権を委譲してもらって、自分たちで民間から事務職のトップとしてプロを引っ張ってきたところもないわけではないというような話も紹介されておりましたけれども、とにかくこの医師の確保について何か物すごく頑張っていることの言える部分があったら、また教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 頑張っているところというところでございます。正直、毎月も含めて毎日、僕、院長と打合せを毎朝させていただいているところでございますけれども、当然医師の確保、ここの部分に関しましては、院長等含めて意識を共有しながら、先ほど医師紹介の部分もございませうというお話をさせていただきましたけれども、このドクターをどうしようというようなことも含めて共有をさせていただいております。

その中で一番難しいなというふうに、ここでちょっと申し上げるのもあれなのかもしれませんが、今の院長も含めて、ドクターであれば誰でもいいというような形には考えていません。その中で、私ども当院に合った医師、これはどういった医師なのかというところを見定めながら、そのドクターとの交渉に入っていると。事務職云々ということがありましたけれども、決して事務職だけでやっているわけではなくて、先ほど僕のほうで答弁させていただいたとおり、院長含め看護部長、診療技術部長、それぞれの役割がある中で医師確保のほうに邁進しているということを御理解いただければなというところで答弁とさ

せていただければと思います。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） この医師確保については、市長が本当に苦労されているぞというところが、そうではなくてちゃんとそういう医療チームがあつて、うまく確保できるような方向があればいいなとは思っています。市長は市長のいろんな仕事がありますので、本当にそういうような部分を含めて、そういう体制が取ればなというか、逆に言えば、今答弁された、事務局長みたいな人が2人いて、人事異動してもうまくいくような流れができるとか、そういう専門的な外部のアドバイザーの活用とかというのが、これは正式名称なのでしょうかね、経営強化プランには「状況に応じて、病院経営や診療報酬制度に精通した外部アドバイザー等の活用を検討していきます」とありましたけれども、外部アドバイザーというのは公式、この名称で役割を持った方というのはいらっしゃるのですか。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 外部のアドバイザーという部分につきましては、あくまでも経営改善のところが大きなのかなと。収入の確保、支出の削減等々、経営に関わる部分のアドバイザーということで、総務省のほうで令和2年に新しくつくった財務マネジメント事業というような名称での事業でございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） とにかく病院の改革には、外部からもしそういう人がいたらまた雇えるような環境というか、調べれば調べるほどやっぱり人と人とのつながりというのがすごい何かあるようなイメージをしています。市長がどうしても外せないというのは、きっと市長自身のいろんなあれがあると思うのですけれども、今、事務局長も含めて新しくスタッフになった方にも、それなりの人脈というのがあると思います。三笠市民の中にもそういう人脈を持った人もいるかもしれないし、院長さんは院長さんでそれだけの人脈があつて、それがすごい強いなというのが、私のこの本を読んだ感想もそうですけれども、概要を知った中でも、やっぱり人脈なのかな、院長先生なり事務局長なり市長なりのそういう人脈が大変大事かなと思っております。それを生かせるような体制というのができないのかなというのが、この質問で最終結論なのですけれども、そういうことがあれば市民としては落ち着くというか、何かそういうようなことというのは形づくることはできないのでしょうか。ちょっと曖昧なあれで申し訳ありません。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 医師確保というところで、体制の構築というところだと思のですが、なかなか、逆に言えば、例えばそういった体制を構築したからといって医師確保ができるのかと。となると、今、議員おっしゃったとおり、やはりつながりも大事だと思いますし、各団体、もちろん国への要請、こちらのほうも含めてやっていくことは

必要なのだと思います。決して医師確保の体制が組まれていないから今後引継ぎができていけないのかというと、それもまた違う状況も実際ございまして、私もそうですが、後任の事務長を含めてそういったことも話を聞いたりもちろんできますし、そういったことをトータル的に考えていかなければならないのが医師確保なのだろうというふうに思っています。

ただ、先ほど来から事務職員の異動のお話もしている形ですけれども、やはり医療職、ここが肝になってくるのかなというふうに私のほうは考えてございます。そこの中に院長、さらには副院長もございまして。院長先生はじめ、ドクターはいろんなところの病院にお勤めいただいている方もいらっしゃる。そういったところも含めて、いろんなドクターとの関わり合い、こういったものも出てきているのも事実でございます。それをどれだけ私どもが応援していけるかということが一番大事なところなのかなというのは、僕が今、病院に勤めさせていただいている中で感じているところでございます。なので、決して体制を構築するということが前提でなくて、そこを側面で事務側が応援していったり、もちろん僕らが動いて医師を確保していくということも当然必要だと思いますけれども、やはり医師、今のドクターのつながりも含めた部分を大事にしていくことが医師確保には一番早いことなのかなというふうな理解でございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 今回、議案第71号に医師の定年延長の関係が出ていますけれども、その詳しい方、説明をお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 今回の本定例会で御提案させていただいております医師の定年延長につきましては、近年の社会動向、それから当院の医師の勤務実態、この辺を考えた上で提案をさせていただいたというところでございます。

まず、医師の定年につきまして、国において医療提供体制の確保という観点で、少子高齢化が進展し人口減少が進む中で、令和6年4月から医師の働き方改革がスタートしました。その現状において、限られるマンパワーにおけます、より効果的な医療提供を実現するため、継続的に働く意欲のあるシニア世代の活躍やICTの活用、それからキャリア形成プログラムにおける医師偏在の是正など、新たな地域医療構想におきまして医師偏在対策として検討されているところでございます。

その中で定年延長が医師確保につながるかどうかというところでございますけれども、各団体や民間の医師紹介事業者、こちらから医師紹介の連絡をいただいている中では、医師の求職年齢につきましては確実に上がってきております。実際に定年後の勤務先、これを検討されている医師の方を御紹介いただくこともございますので、医師確保におきましては、年齢幅を広げるという意味で可能性が高まるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 関係して、これによって今いる医師の退職というか、令和10年度には残ってくれる医師というのはいるのでしょうか。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 現在のドクターがこの制度で残るというよりは、ふだんからのドクターとのやり取りの中で、来年もお勤めいただけないか再来年もお勤めいただけないかということでお話をさせていただいていますので、この制度があるから残るということではなくて、残っていただけるもので調整をさせていただいています。

現在のところ既に70を超えているドクターもいらっしゃるものですから、この制度にはのれないのですけれども、のれない方も当然いらっしゃるのですけれども、もちろんのれる方、若いドクターに関してはこの制度にのっていけるというようなこともございますので、通常であれば65歳、延長がかかれば68歳までという形なのですけれども、そこで終わってしまうところが、もし働く意欲がうちの病院で出てきていただければ最大延長して73歳までお勤めいただけるという方々は、若い先生方には影響があるかなというふうに思っています。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 浅尾議員。

◎4番（浅尾三吉氏） 医師の確保には、医師だけではなくて、病院局長だけではなくて、本当に院長とか、また、病院スタッフの方々も苦勞されているのは重々分かっていますので、それに対応した何か市でもできるようなこと、本当にできることは全てやってもらいたいなと思っています。

また、いろいろなお医者さん、今たくさんいらっしゃいますけれども、道東とか僻地と言われるところには給料が高くてもなかなか行かないのだというような話もよく聞いております。それなりにお金ではないというか、何かやっぱり違うのだなというのがいろいろ探ってみて分かっていますけれども、特に目立って私が、今、1人残されて病院を立ち直された、その話の先生は、たしか波乗りが好きで、そういう環境にあるところだったからそこにいたという話もあったりして、趣味とかそういうことが結構その病院に行く何かにもなっているということで、三笠市の場合、例えば今、桂沢ダムもできまして、マリンスポーツとかカヌーとか様々趣味として広げられる部分もあるので、そういう部分とか水泳とか弓道とか、水泳なんかもプールなんかも本州はずっと結構あるのかなと思ったら、通年やっているところはほとんどないというのが大体あれですね、大きなまちはあるのですけれども。だから、そういうところも売りになるのかなと思ひまして、もし何かあったら、そういう趣味なども含めて様々な人脈を探って、いろいろ三笠に来てもらう手だて、結局は努力をしてお願いするしかないのですけれども、新病院がまたうまく回れるような医師の確保をよろしく願いしまして、この質問は終了したいと思います。ありがとうございます。

ざいます。

◎議長（武田悌一氏） 病院事務局長。

◎病院事務局長（加藤慎吾氏） 趣味というところがありましたので、少しだけ。

実際にドクターの中では山が好きだといって私どもの病院にお勤めになっていたドクターもいらっしゃいました。中には、畑が好きなのだ、自分で畑をやりたいのだというところのドクターもいたということも現実ございます。先日ドクターとの打合せというか、したときにも、医師住宅のほうから目の前の畑を見て、ここを畑を耕していいのかいというようなお言葉もいただいて、すごく興味を持っていただいた先生も実際にいます。そういったことも含めて、三笠全体を考えてドクターにもPRしてまいりたいというふうを考えていることもあります。

それから、今、新しい病院ということもございましたので、新しい病院になること、それから医師住宅の建設のスケジュールとして、皆様のほうにスケジュールを示させていただいているところでございます。そういったことも含めて、医師住宅のほうに入れるような体制を市役所のほうと一体となって進めてまいっていくことが、確実に医師が確保できる一つになっていくのだろうというふうなことを考えているものですから、そういったところで取組を御理解いただければなというふうに思います。

以上です。

（「ありがとうございました」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 以上で、浅尾議員の質問を終わります。

ここで、10分程度休憩を取りたいと思います。午後3時より会議を再開したいと思います。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時00分

◎議長（武田悌一氏） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、3番須河議員、登壇願います。

（3番須河恵介氏 登壇）

◎3番（須河恵介氏） 3番須河恵介でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、先月、大分市で大規模火災が発生し、被害規模は平成28年に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を上回り、この数十年では最大規模の市街地火災になりました。今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされております。被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

実は、この大分市では、30年前にも大規模な林野火災が発生しており、この地域に長く住む皆さんは、2度の大火に遭遇していることとなります。

専門家によりますと、今回の大規模火災は幾つかの条件が重なって起こった天災とも考えられると。つまり、空き家が多い木造密集市街地、強風、乾燥、アクセス困難という条

件がそろえば、大規模火災が発生し得るということを示唆されておりました。

私がおもうには、この30年前の大規模火災の際にも、今後の大規模火災の発生の可能性や、発生した場合の被害について、いろいろなシミュレーションを考え、より詳細に評価された後、リスクを事前に把握し、関係者ごとにリスクを低減する取組を強化されていたはずだと思います。ところが、結局、時代とともにさらにリスクが高まり、今回の大きな被害が発生してしまったことが、どこの地域でも起こり得る最大のリスクではないかと感じたところであり、いつでも起こり得る可能性がある災害の対策について、高齢化が進む我がまちにおいても、10年後、20年後のまちのあり方を見据える中、喫緊の課題として、継続性を持って取組を進めていく必要を再確認したところであります。

さて、子供や子育て家庭に対する支援は、国や道、市町村それぞれにおいて取組が進められているものの、少子化、人口減少に歯止めがかかっておりません。地域コミュニティーが希薄化する中、コロナ禍も相まって、子供や子育て家庭を取り巻く状況は深刻さを増しています。今こそ子供政策を強力に推進し、一人一人の子供が健やかに育つことができる社会を実現し、10年後、20年後の社会の持続的な発展を確保しなければならないのではないのでしょうか。そんな思いを抱きながら、以下、質問に入っていきたいと思いません。

そこで、本日は少子高齢化の伸展による人口減少化を見据えつつ、未来に向かって歩みを止めないまちづくりの観点から、急激な高度情報社会と地域との多様な関わりを持つ関係人口をテーマにお尋ねいたします。

それでは、質問に移ります。

皆さんも御承知のことと思いますが、1990年後半からIT革命により急激な高度情報社会となり、四半世紀が過ぎようとしております。このIT化に伴い、これまでの情報の主な取得先がテレビ、ラジオ、新聞だったものにインターネットが加わり、その後、インターネット上で情報を処理したり、交換するだけでなく、コミュニケーションが可能となりました。

ICT化は、現在、幅広い世代にインターネットが普及しているのはもちろんのこと、スマートフォン利用者の増加、ソーシャルメディア等の日常的な浸透、GIGAスクール構想による1人1台端末の実現などにより、ICTの利用が当たり前の時代になりました。総務省の通信利用動向調査や情報通信白書によると、現代人にとって、インターネットはもちろんのこと、SNSも欠かすことができないものになっております。このICT化により、私たちの生活が快適に便利になりました。

しかしながら、その膨大な情報の中には、誹謗中傷や偽・誤情報、ディープフェイクも含まれているなど、問題も顕在化しております。このようなマイナス面を防ぐために、メディアの目的、意図などを認識し、メディアコンテンツを適切に分析するスキルであるメディアリテラシーや、情報源の信頼性を判断し、情報を適切に活用するスキルである情報リテラシーの向上が必要となります。

総務省では、令和5年にICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会を開催し、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」を公表し、対策に取り組まれています。我々は膨大な情報を得た反面、その情報が正しいかどうかの取捨選択を見極めることが必要ではないかと考えます。

そこで1つ目の質問ですが、本市におきましては、児童生徒及び成人へのメディア・情報リテラシー教育について、どのように取り組まれているかお尋ねいたします。

次に、本市の関係人口を増やす取組等における「ふるさと住民登録制度」導入の考え方についてお尋ねいたします。

全国的に地方の人口減少が問題になっておりますが、三笠市も例外ではなく、人口減少は大きな問題となっております。内閣府によりますと、子供を欲しいと思う人々が子供を産み育てられる環境を整備することにより、行き過ぎた出生率の低下に歯止めをかけることが重要であると言われております。さらに、たとえ出生率が反転したとしても、長期間にわたって続くと見込まれている働き手の減少の影響を緩和するため、現在、就業意欲があるにもかかわらず、必ずしも十分にその能力を活用できていない女性や高齢者の就業を促進することが求められると示されております。

本市では、子供が一定数生まれるにもかかわらず、市外、道外に出ていく若者が多い。そのまま市外、道外で結婚し子供を産むため、人口減少に拍車をかけているようにも思われます。

これらの課題解決に向けて、国においては、平成26年から始まった地方創生の取組をさらに深化させた「地方創生2.0」を取りまとめ、本年6月には、今後10年間を見据えた「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。この地方創生2.0は、単に地域を活性化させるだけではなく、日本の活力を取り戻す経済政策、多様な幸せを実現する社会政策、そして地域本来の価値や楽しさを再発見する営みを目指しています。人口減少という現実を受け止めつつ、「強く」「豊か」で、「新しく・楽しい」地方、日本を実現することを目標としていると、メディアでは論じられておりました。

そこで、ふるさと住民登録制度については、自分の居住地以外の地域に持続的に関わる関係人口がまちの活力として期待されていて、これが自治体の公的なお墨つきとなり、第二の住民票を交付するという仕組みです。関係人口を可視化し、将来的には住民税の分割納税、行き来する交通費の負担軽減なども視野に二拠点居住を推し進めるとしています。圧倒的人口の都市部には、それだけ豊かな知識や発想、労働力、資金も集中していますが、その一方で、自身の存在価値、自然との触れ合いなどを地方に求めている人も多いということです。

そこで2つ目の質問ですが、ふるさと住民登録制度は、住んでいないのに住民として認める新たな制度であり、少子高齢化、地域の担い手不足が深刻化する中、この制度がもたらす社会的インパクトは大きいことから、この制度について、導入の考え方及び具体的な運用方法や期待される効果についてお尋ねいたします。

以上、登壇での質問を終了いたします。御答弁のほどよろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（武田悌一氏） それでは、メディア・情報リテラシー教育についての答弁を願ひます。

総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） それでは、私のほうから、メディア・情報リテラシーの現状の部分、国、それから北海道、私どものまちと分けてお話しさせていただきたいと思ひます。

メディア・情報リテラシーの取組につきましては、登壇でもございましたが、総務省、国では、子供から高齢者までの育成として、情報セキュリティー対策や情報モラルへの配慮といった対策だけではなく、ICTを活用して「目的に応じて的確に検索する」あるいは「インターネットを使って買物をする」など、やりたいことが円滑に行えることを目的とし、学習コンテンツ等を公開していると思ひます。また、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けまして、スマホ講習会等を支援するデジタル活用支援推進補助金を設けてございます。

次に、北海道の取組になりますが、これは北海道のページに掲載されていますが、「青少年が巻き込まれるトラブルの例」であったり、あるいは「有害サイトにアクセスしないために」、また、「トラブルへの対応例」などをホームページ上で注意喚起をされています。

さらに、道民全体の情報リテラシーの向上を目的とし、デジタル関連の知識、技術を習得するための講座、研修に支援されていると聞いております。

そこで、当市におきましては、先ほど説明しました総務省の「デジタル活用支援推進事業」、これを活用して、主に高齢者を対象としたスマホ講習、それから相談会を開催し、基本的なスマホの使い方について学ぶ場、こちらを提供するとともに、情報を安易にうのみにしないことや、いろいろ有害サイトがございます、それにアクセスしない方法など、情報リテラシーの向上を促せるよう、注意喚起等についても併せて実施させていただいております。

さらに、移動市役所、それから庁舎内のデジタル推進課では、スマホなどの操作方法のほか、安全な使い方についての相談を受け付けておりまして、その都度、有害サイトなどの注意喚起や不安の解消等に努めているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） それでは、私のほうからは、メディアリテラシーの現状につきまして御答弁させていただきます。

まず、市民の皆様におかれましては、もう日頃から新聞、テレビ、インターネットなど様々なメディアに囲まれておりまして、通常は自己の責任において、自ら考え、自ら判断し、メディアの情報を取捨選択されているのが実態かというふうに思っております。

基本的には、市民の方、特に成年層の方々におかれましては、申し訳ありませんが、リ

テラシーが低いというふうには私どもは感じてはおりません。実際、市の附属機関には、市内団体から委員の方を選出していただいています、委員の皆さんからは、偏った情報に左右されずに見識を持って対応していただいているというところを押さえておりますので、そのような認識を持っているところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の初期段階のときのように、あのようにいろんな情報が錯綜したりとかしまして、どれが本当の情報なのだろうというところが分からないときは、やはりこれは市としましては、市が持っている正しい情報を皆さんに伝える、判断を間違えないように啓発を進めていくというところが必要だというふうに考えているところでございます。

まず、市として行うべきことは、広報誌、ホームページなど、LINEもそうですね。伝えるものは、今、限定しているかとは思いますが、まずは「正しい情報」を市民の皆さん方に伝えていくこと、いろいろなメディアが多種多様な情報を発信したとしても、「三笠市から発信される情報は信頼できる」という経験を重ねていただきまして、「情報を選別する習慣」を持っていただくことが、生活の中で自然と身についていくメディアリテラシーの取組になるかなというふうに考えているところでございます。

また、先日の市民の元気づくり講演会のように、ふだん都市部でしか聞けないようなお話を市内で間近で聞けるということ、これも情報の真偽を判断する際の理解を深め、情報の信頼性を感じ取れることを養える機会の創出になるかなというふうに考えておりますので、こういう取組をしながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 後ほど小中学校、高校のほうはまた別に聞きますけれども、このリテラシーというところ、ちょっと私も不勉強で、頭にメディアとか情報とかがつくのですけれども、リテラシーとは、昔の話でいくと読み書きをする能力と書いてあるのですね。私たちの年代は読み書きなのですけれども、ところが現在は、それがネットメディア、テレビ、新聞とか、情報の中から必要なものを見つけるという時代になったのですね。だから、要するに、その真偽や価値を判断する能力のことを今はリテラシーということ。

では、簡単に言うと、さっき言いましたようにテレビ、ラジオだったものが、インターネットが来て、今SNSがあって、SNSもすごい種類があると。私は全然読み書きのほうの人間なので質問のときも大分苦労しましたがけれども、例えば、今、スマートフォンを使うようになって、子供のほうもあるかもしれませんが、大人のほうもあるのかもしれませんが。現代の子供たちが、SNSなどインターネットの情報を受け取った、その危険を回避するというネットリテラシーというところについて、教育委員会サイド、高校も含めて、その辺のSNSに対するネットリテラシーの対策については、どのような取組をされ

ているかというところを、今分かれば教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） 私のほうで、まず小中学生及び高校生のSNSの利用状況、スマートフォンの所有の状況も含めまして、その辺も踏まえてお答えさせていただければと思います。

まず、小中学生のSNS利用状況につきましては、こども家庭庁が実施しております「令和6年度青少年のインターネット利用環境実態調査」、こちらのほうにおきまして、抽出調査の結果ではありますが、スマートフォンの所有率が小学生で47.5%、中学生で83.6%でございました。本市においては、各学校で把握している状況の聞き取りによりますと、小学生ではこの数値よりも少し低く、中学生ではやや高いような傾向と聞いております。

また、先ほどのこども家庭庁の調査におけますスマートフォンを所有している児童生徒の中で、SNSの利用と同様と考えられる「投稿やメッセージ交換をする」と回答した割合、こちらが小学生で48.6%、中学生で80.8%となっております。小学生では半数程度だった割合が中学生になると約8割くらいまで増加しており、各学校で把握している概要によりますとスマートフォンの所有率も調査に近い状況にございますので、同じぐらいの児童生徒が利用しているのではないかと推察しているところでございます。

また、スマートフォンの使用に関しまして家庭内で何らかのルールを定めていると回答した割合が、小学生で82.1%、中学生で73.0%と、中学生になると少し減少するものの、比較的高い割合で家庭内でルールを定めている状況にございます。

このことから、スマートフォンの所有率につきましては、小学生から中学生になると急激に増加し約8割となりますけれども、そのうちの7割が家庭内でルールを定めておりまして、中学生まではスマートフォンの利用が保護者の管理下に置かれている状況と考えております。

なお、小中学校で児童生徒が活用している1人1台端末、こちらにつきましては、学校での活動のほか、家庭にも持ち帰りがありまして使用することができますので、フィルタリングによりましてSNSには接続できない設定としてございます。

続きまして、三笠高校の高校生の状況についてでございます。

こども家庭庁の同じく調査によりますと、スマートフォンを利用している子供の割合、高校生では9割以上に達しているという統計データがございまして、三笠高校の生徒におきましては、約9割が親元から離れて寮生活を送っているということもありまして、全ての生徒がスマートフォンを所有し、保護者との連絡や高校からの情報発信も受け取るなど、必要不可欠な情報デバイスとなっております。

SNSの利用状況については、生徒への聞き取りを実施しておりませんが、スマートフォンの所有状況から考えますと、多くの生徒がいずれかのSNSを閲覧・利用していることが想定されております。

また、SNSの利用につきましては、多くがスマートフォンによるものと考えておりますけれども、経験や常識、判断力を備えたはずの成人でさえ、インターネットに係る犯罪に巻き込まれることは少なくなく、社会のモラルやルールが十分に身につけていない児童生徒であれば、気づかない間に犯罪に関わってしまう危険性が考えられることから、学校だけではなく家庭においても、スマートフォンを持たせる保護者は、持たせる際に、所有する際に目的や危険性などを確認・指導いただく必要もあると考えているところでございます。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 先ほどの青年の部分の実態ですとかお考え、今、教育委員会サイドの実態がよく、私も登壇で言いましたように、ほぼ、大体9割近い方々は当たり前を使う時代ということですね。それを、私、非難するつもりはなくて、いかに情報リテラシーを有効に使っていくかということ、もうちょっと突っ込んだ質問をしたいと思いますが、特に対策というか、取組というか、先ほど言った文科省なり総務省なりで示されているものがあると思うのですが、それを受けて、例えば学校ではどのような指導をしたのか。高校もそうですけれども、令和4年の4月には新教育課程がスタートして、情報Iというものが必修科目になったと。要するに、その中でどのような注意喚起をしているか、具体的に分かれば教えていただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 教育次長。

◎教育次長（柳谷 忍氏） まず、教育現場における情報活用能力の育成ということでございますが、現在の学習指導要領におきまして、「児童生徒の発達の段階を考慮して、情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る」と定められております。この「情報活用能力」につきましては、「学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有できる力」でありまして、これには情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング教育課程の編成的思考、情報モラル、情報セキュリティー、統計等に関する資質・能力も含まれてございます。

文部科学省は、情報活用能力育成のために想定される学習内容を4つに分類して示しております。

まず、1つ目は「基本的な操作等」といたしまして、「キーボード入力やインターネット上の情報の閲覧等、基本的な操作の習得に関すること」、2つ目は「問題解決・探求における情報活用」として、「必要な情報を集め、整理・分析し、解決への見通しを持てること」、3つ目は「プログラミング」として、「プログラムの作成や情報を処理するための道筋を立て実践すること」、4つ目には「情報モラル・情報セキュリティー」として、「情報手段に関する知識や技能を身につけること、情報を多角的・多面的にとらえたり、

複数の情報をもとに自分の考えを深めたりすること」を示しています。

それを受けまして本市といたしましては、教育研究所を中心に文部科学省が示す子供たちの発達段階に応じて育成すべき情報活用能力を、小学校の低学年、中学年、高学年、それと中学校に分けて体系的に整理し、各段階における取り組むべき指標を定めて、具体的に学習場面や指導例を示すなど、教職員に向けたICTの活用ハンドブックを作成いたしまして、全教職員に配付して授業でのICT活用に役立てていただいているところでございます。

例えばでございますが、基本的な操作等といたしまして、小学校低学年では、コンピューターの起動や終了、写真撮影等の基本操作ができる、中学年では、キーボードでの文字の正しい入力ができたり、インターネット上で情報の閲覧や検索ができる、高学年では、キーボードで正確に文章を作成できたり、電子ファイルのフォルダ管理ができる、中学校では、キーボードで十分な速さで正確に入力し文章を作成できたり、電子ファイルの圧縮やパスワードによる暗号化、バックアップの作成等により運用できるというふうに目標を設定してございます。

このように小中学生については、各学校における通常の授業の中で1人1台端末の活用を通じて取り組んでいるほか、他校生徒とオンラインで学校を結びまして、交流により多様な意見に触れる遠隔授業を実施したり、情報モラル教育の強化を進めるために、警察や民間通信会社等による講演等を児童生徒のほか保護者を含めて実施するなど、取組を進めているところでございます。

また、三笠高校においてでございますけれども、情報リテラシー学習に関しては、改訂された文科省の高等学校学習指導要領で、先ほど議員おっしゃるとおり「情報Ⅰ」が必修科目となつてございまして、プログラミング、ネットワークや情報セキュリティー、基本的な情報技術とその情報を扱う方法などのほか、情報モラルを身につけさせ、情報社会と人間との関わりについても学習することとされております。

三笠高校の情報科授業では、学習指導要領に基づき情報リテラシー教育を中心に授業が進められておりまして、具体的には、1年次に情報Ⅰを年間70コマ設定してございまして、プログラミング、ネットワークや情報セキュリティーのほか、SNSの使い方や著作権意識の向上などについて、実例を示しながらワークショップ形式でも学習しております。

メディアリテラシーに関しては、公民科の授業のほうで、メディアの作られ方や伝え方を理解し、受け取った情報の意味や意図を読み解く力を養い、相互コミュニケーションをつくり出していく能力を育む学習をしております。

授業以外では、専門的な知識を有した外部講師を招きまして、全校生徒を対象としたSNSの危険性やモラルなどの講話の場を設けまして、安全に利用し上手にコミュニケーションが取れるよう指導しております。

引き続き、メディア・情報リテラシー教育を進めていく中で、生徒が犯罪に関わること

がないよう、法規や制度、マナーを守り、情報セキュリティの遵守やモラル意識を高め、情報社会に主体的に参画できるよう授業や講話などを通じて指導してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変きちとした対応をされているなど改めて感じたところでございます。この子供たちが10年後、20年後、親になって、そのモラルというものをきちとまた子供に伝えていくと大変いいと思います。

そこで、先ほど三好部長なのか、藤井部長のところ、ちょっと確認です。令和5年の総務省のICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップというものがあって、私が見た中では、その検討会の中で、成年層というのはなかなか教育機関と接点がないので、令和6年度から若年層、成年層、高齢層の3つの教育コンテンツを開発したと書いておりました。先ほどの総務福祉部長と企画財政部長の御説明の中には、それを踏まえた内容なのか、その前からずっとやっていることなのか、そこだけ確認の意味で御説明いただければと思います。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） 私、先ほど、学習コンテンツの公開という部分だと思うのですが、ここの部分につきましては総務省がやっている事業で、私どもにつきましては、情報通信白書、これにもちょっと載ってまして、やはり総務省としても、年齢、10代とか、そういう方については、割とインターネットの情報ほうのみにしていない、逆にですね。ですが、議員おっしゃっているとおり、中間層的な方が、どちらかというところちょっとリテラシーが、そういう教育を受けていたか、ちょっと私も教育の部分、勉強不足で申し訳ないのですが、そういう傾向にあるというのは、私もこの情報通信白書を見て勉強させていただきました。

それで、私どものまちとしましては、やはり高齢者の、操作していて間違っ、よく操作していて広告とかが出てくると思うのです。その問合せというのは、押しちゃって戻ることができないとか、あるいは次の画面に進んでしまったのだとか、そういうことのいろいろ問合せが多いものですから、そこを中心に、まずはそういう情報の対応というか、高齢者を中心とした情報リテラシーというか、そういうものをきちと進めてまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 先ほど、市が関わる皆さんとか、教育委員会の中で学校とか父兄の中でという、管理する方がいる中では分かりました。

そこで、ちょっと確認ですが、個人個人が自由に見聞きできる場所、フリーWi-Fiが利用可能な場所、いろいろあると思うのです。三笠市の場所、それと今後その辺を拡

充されていくのかと、その辺の話を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 総務福祉部長。

◎総務福祉部長（三好智幸氏） フリーWi-Fiの三笠市が整備している場所ということで、利用可能な場所につきましては全部で30か所ございまして、ちょっと全部御紹介するのは難しいのではしよらせていただきますが、小中学校や市民センターなどの避難所で25か所、それから鉄道記念館や桂沢スキー場の観光施設で2か所、その他の公共施設になります3か所と、合計で30か所利用ができます。

この目的としましては、整備したときの目的ですけれども、市内の主要な避難所や観光施設に公衆無線LANを整備しまして、観光客などが情報を取得あるいは発信を行うとともに、災害発生時の通信手段として整備をさせていただきました。平成30年度と令和元年度の2か年で整備をさせていただきました。

御質問のあった拡張の計画でございますが、主要な公共施設は整備済みでございます。現時点では拡充の計画はしておりませんが、今後新たな施設あるいは改修等がありましたら、関係所管とWi-Fiの設置の必要性を協議したいと考えているところでございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 利用を広げるという意味では、それで。ただ、そこに児童生徒が持って行って、自分でそこでできるというところの危険性というところがちょっと残るのかなと思った。公民館でも公の場所というのは大体職員がいますので、フリーに行ってフリーに使えるとは思っていませんけれども、ただ、そういうところで、ではやってみようという人がいないとは限らないので、ちょっと聞いてみました。ありがとうございました。

最後になりますが、もう一度、先ほど三好部長からも聞きましたけれども、SNS上のデマ、それから偽情報、いろんな今問題になっていますね。特に災害発生時には、能登半島でも恐ろしいようなデマが出てもうびっくりしましたけれども、もう一度、その辺の正確な情報、安心して相談できる体制みたいなものを今の内容で進めていくのか、もう少し基盤整備して委員会も含めて全体的に取り組まれるか、その認識だけお聞きしたいと思います。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） 私どもとしましては、今、市民の相談窓口と、あと開かれた市役所という形で気軽に、協働ルームであったりとか連合町内会に入ったりとかして、市民の皆さんの声を聞くという形はやっているというふうに自負はしているところでございます。まだ足りなければ、またいろいろとこういうことをしたらいいのではないかとことを言っていただくほうが、逆に分かりやすいなというところはあるのですけれども、先ほどお話しさせていただきましたとおり、やはりリテラシーというところにつきましては、人材育成ということがテーマと議員おっしゃっている中では、いろいろ皆さん

に学んでいただく環境を、市として提供してはいかがでしょうかというところがポイントなのかなというふうには思っております。

ただ、実際、三好部長もお話ありましたとおり、私どもとしましては先ほど答弁しましたとおり、どこにそういう困っている方がいる、基本的には附属委員の方だけしか把握していないですよというお話もありましたけれども、実際やはり問題があれば対応していく、ここが皆さん方をサポートしなければいけないなというところは市としてやっていくというところ、そういうところを、今は見えていなければ申し訳ありません。総務省が言っている部分は、全国的に見て、こういうことでやっていきましょう、先ほど三好部長がお話したとおり、これは総務省のロードマップであって、私どもは、やはりその困っているところ、今、高齢者というところがございます。それが、成人層にもこういうことがあるぞというところを、逆にもし見えていたら御助言いただきたいなど。そこに私たちも、そうしたらここに取り組んでいこうというところをまた考えていきたいなというふうに思っているところがございます。基本的には今のままやりながら、問題があれば、それに向けていろいろ改善して取り組んでいきたいなというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 大変前向きな回答ありがとうございました。

今回、メディア・情報リテラシー教育と、あえて教育という言葉を使いましたけれども、これはもう小中高校生だけではなくて成人も同じだという認識なのです、私も。それで、この教育には、情報の取捨選択ができるようになる論理的思考や読解力、文章能力が身につくメリットがあるよと。それが現代を生きるために必要な教育だとうたっているのですね。ですから、僕は大変重要な問題だと。要するに、生まれてから、66ですけども、その年代まで大変重要な問題だと思っていますので、今後、引き続き今までどおり取り組んでいただくようお願い申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 次に、本市の関係人口を増やす取組等についての答弁を願います。

企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） それでは、私のほうから、本市の関係人口を増やす取組等についてということで、その中のふるさと住民登録制度、この制度についての導入の考え方、そして具体的な運用方針や期待される効果についてということについて御答弁させていただきます。

まず、冒頭、今、須河議員が登壇でお話しされた情報しか、まだ私どものまちとして届いていないというところが現状でございます。地方創生2.0の中でふるさと住民登録制度というものを創設して、関係人口をやはり増やしていきたいというところ、言葉だけで、まだそれこそ今年の12月になりますか、この関係人口の取組から今のこのふるさと

住民登録ということの分科会、国のほうの資料を見たときに、ある審議委員の方が、税金をやはり分けたほうがいいのではないかと、そういうお話はありましたが、全くそういう具体的なものがまだ示されておられません。そういうものが具体的に見えてきましたら私どもとしまして、やはり行政的なメリットとかを考えながら、もちろん登録していただく方のメリットというところも出てくるかなと思いますので、そういうのを見据えながら、これからのまず運用方針というものを進めていきたいなというふうに思っております。

それ以前の関係人口というところの取組につきましては、もともと関係人口という言葉がなくても取り組んでおります。ふるさと会、東京、札幌の「三笠会」の会員をまず増やしていくこと、三笠市民を応援してくれる方を増やしていくことということは、まず1つ関係人口の取組として、今、行っているところでございます。新規会員になっていただいたときの会費や総会参加費の負担軽減を図って、少しでも、1人でも会員を増やす取組を、今、行っております。

また、最近では、三笠高校卒業生も三笠会に参加してくれることが多くなってきました。市外に出ている三笠高校卒業生でございます。こうやって総会への参加や、道外に出ている高校卒業生も、昨年からは東京三笠会が参加、出店しております「北海道産直フェア」というものにも、道外の卒業生が関わってくれているということが出てきております。

そして、先日、COCOCHI（ココチ）で行われました緑心マルシェ、あのときも神戸の卒業生が帰ってきて出店してくれたりとか、やっぱり道内外で暮らす卒業生が三笠に戻ってきてああやって活躍してくれることは、本当市民に元気を与えてくれることだなというふうに感じているところでございます。まず、やっぱり三笠高校の存在は、我がまちの関係人口の取組の一つにもう間違いなくなっているなというふうには思っております。

そして、やはりジオパーク、ジオガイドの方も、半分程度、市外の方が関わっていただいているというふうにも聞いております。それもやはり一つの関係人口であるというふうに思っておりますし、石炭の地下ガス化、地域活性化企業人ということで、市外の企業の方がこういうふうには三笠市を応援してくれることも関係人口の取組、4大プロジェクト全体がいろんな形で関係人口の増強につながっているというふうに思っておりますので、まずは関係人口という取組としましては、そこをベースにしながら、関係人口を増やすために何か取り組むというより、我がまちの取組に応援してくれる人たちが、関係人口として応援してくれることを進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） そのとおりですね。先ほど言った地方創生も平成26年からスタートしてずっと、うちのまちはそれを貪欲な以上取り組んでいるというのはもう認識して、今までもいろんな場所で評価させていただいています。関係人口の、これは国のです

けれども、地域経済の活性の中では、ふるさと納税もありますし、今、大変高い評価です。観光リピーターも入っていました。これも、うちは高い評価です。それから、地域の担い手確保というところでボランティア・副業というのは、これはちょっと私、見えていませんが、それと二地域居住という、先日の講演会でも先生おっしゃっていましたけれども、ここに例としてありました。

そこで、私は、先ほど報道の関係でという、藤井部長おっしゃるとおりだと思うのですが、ちょっとひもといて、どんなものなのかというところを本当は説明いただくとよかったのですが、私が見た中で、これまた違ったら修正してほしいと思うのですが、要するに実際に住んでいなくても関わりのあるところで登録できますよという、簡単に言うと。その制度の動向としては、2025年6月に創設しましたよと。10年間で1,000万人という登録を目指すというふうに、これ1,000万はどういう根拠か分かりませんが、書いていました。それと、地方創生2.0の一環だと。都市と地方の新たな関係構築を目指していると。具体的な制度設計、様々な課題があると思うので、専用アプリの導入、住民特典の提供、地域活動への参加などの議論があると。

そして、効果としては、先ほど言った地域経済の活性化、これはうちも大分ふるさと納税とか出ていますし、観光リピーターも出ていますし。地域の担い手、これはなかなか難しいと思います。先ほどの回帰もあって、これもあるのかなど。移住・定住促進は、これはもう前から私評価しているように、もうされていると。

だから、大体されているなという中で、課題というところがありまして、住民登録の定義、それから行政サービスの提供の範囲、財源の確保というのが3つ課題だそうです。その中で、要するに住民税を本来の住所地以外のところと折半にするのかどうかみたいなことも書いていました。その辺のことがあるので、例えば藤井部長の今までの取り組んできた内容を踏まえて、仮にこの制度を導入するのだというお考え、もう先ほど言っていましたよね。やっている内容で取り組むということですから、そのときにどのような、開始に向けて今までどおり進むのか、新たに何かしらのことをするのかみたいなものが、仮にするとした場合に、どのようなものに取り組むのか、そういう課題認識や見解があればお聞きしたいと思うのですが、

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部長。

◎企画財政部長（藤井陽一氏） 私の名前が出ましたので、私のほうから。

やはり、今、議員のほうでお話がありました、私どもも、すみません、答弁としまして、その制度を少しお話しするべきではございました。

住民登録という部分、間違いなくする制度なのですよね。これは、今、本当もう、いろんなまちでできるという、素案の段階ですけれども、数限りなくその人が好きなまちを登録できるというところも書いてある資料もございます。これは本当にその方にとってどういうメリットがあるのだろうか、結局そこに対する、もし登録したら、例えば先日も登録するだけで使用料の見直しがあるまちがありました。市民の方は通常料金、市外の方は

ちょっと額を変えますという部分を、例えば登録するだけで市民料金と同じで使えるのであれば、逆に登録されている方がメリットを受けるだけで、行政にとっては何もメリットがないということになるかなというように思っております。ですので、今こういうふうになったらいいなという部分を逆にお話しするというよりは、やはり先ほどもお話ししたとおり、まずは国がどういうふうを考えているのか見ながら取り組んでいきたいなというふうに思っております。

実際、ふるさと納税につきましては、昨年の段階では、金額を抜きに9万7,722件の方々が応援してくれました。空知管内で見ましても、芦別市さんが12万弱という数字ですけれども、ほかのまちは4万とかそういう中で、ある程度額に比例して応援してくれる方が増えているなど。やはり私たちとしましては、こういう方々にリピーターになってもらうように、例えば何か、こういうインターネットの時代ですので、メールを送るとか、今年はこういう返礼品ができましたとか、そういうふうな訪問型ではない関わっていただく関係人口の取組もあるかなというふうには思っております。

登録していただくことによって、例えばふるさと住民の方々が三笠に来るための交通費の負担を逆に行政がしなければいけないとか、そういうふうなことが出てくれば進めるのを逆にちょっと遅らせたりとか、そういうこともありますし、先ほどのように、足りない業態だったりとか事業に対する、人としての協力をすることによって、まちの事業がさらに力を増すということであれば、ぜひやっぱりこういう方々の登録を増やしていったらいいな。いずれにしても、申し訳ありません、もう少し事業を見て検討していきたいなと思います。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） すみません、何回も。

それで、先ほどちょっと私もこれ読んだだけですけれども、二地域居住は、令和6年の11月に法律が施行されて、実際、これを運用している自治体もあると。きっと先行してやっていると思うのですね。例えば、その中で書いていたのが、空き家、空き店舗をうまく活用して利用しているとかと。前質問しましたように、うちのまちも空き家が大変多くなっていますし、先ほどの災害で言いましたけれども、木造の空き家が逆に火を増やしたみたいなことがあると。

二地域居住のところでは何か先行しているということの情報も逆に部長のお耳に入って少し検討されたことがあれば。総体的には分かりました。ただ、この二地域居住のところだけが、もう少し説明する部分があれば教えていただければと思うのです。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 二地域居住というところで、今、国土交通省のほうでいろいろな取組をやっているところがございます。

中で、国土交通省のほうで推奨しているのが、都市部と私たちみたいなまちに来たときにでも仕事を続けられるようなテレワークの環境を整えるために、国交省のほうでは補助

を出しますよというようなどころがありまして、その制度にのっかって各自治体のほうでテレワークを整備しているようなどころがあります。

それと、もう一方、今回この二地域に当たりましては、総務省のほうもちょっと交付税措置をしているところがございます。相談窓口ですとか情報発信の部分に対して、特別交付税の措置などが行ったりされているところがございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） もう時間的にあれですけども、国交省の資料の中で、令和7年度当初予算案ということで、分野別だけ申し上げますと、住まい、仕事、コミュニティー、インフラ、観光、地域交通、地方創生、そういう中で予算要求しているという、これだけの項目があるのですよ。先ほど私、住まいだけを言いましたけれども、多方面で、もう実際にそれを令和6年で9件、各自治体が計画をつくって取得しているというのがあったものですから、今、質問させていただきました。

ですから、もう取り組んでいるところがあるのだなという、そういうことです。その中で、別にうちがやっていないというわけではなくて、取り組んでいるということは、うちのまちも今までやったことを計画書を書けば、これに採択、それだけですよ、やっていることを書けば採択できるのだなという質問でしたから、これに向かってやれではなくて、そういう質問だったのでですけども、もし何かあればお願いします。

◎議長（武田悌一氏） 企画財政部参事。

◎企画財政部参事（坂 保徳氏） 恐らく議員と私、同じ資料を多分見ていると思います。ですので、今回も我々のほうも今後そういったところで、そういう取組を進めていきたいなというところで、今、来年度に向けて予算編成している最中ですけども、一旦三笠に来てもらうような政策を、今まだこの登録制度についてははっきり中身が決まっていますので、我々のほうとすれば、今、移住・定住対策というところでやっていますので、その中の政策に位置づけた中で新たなものがないかというところで、今、考えているところがございます。

◎議長（武田悌一氏） 須河議員。

◎3番（須河恵介氏） 分かりました。私がやれというよりは、逆にそういうものを皆さんが検討されている内容を、例えばこの場でも、実は今みたく検討しているよという話を聞いたかったということですから、やっていないとは全然思っていない。

それで、ぜひ、早め早めという言い方は失礼ですけども、検討しながら、いいものは制度を活用するという従来どおりの考えでいただければと思います。

先日、また講演会でもあの先生がこの話をされて、私も改めてそうだなという認識を持ちましたので、これ、継続的にこういう計画をつくるということがあれば予算で出てくると思うので、私もそれなりにまた質問させていただきたいと思いますので、以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

◎議長（武田悌一氏） 以上で、須河議員の質問を終わります。

---

### ◎延 会 の 議 決

---

◎議長（武田悌一氏） お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこの程度にとどめ、残余の質問は明日継続して行うこととし、本日は延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（武田悌一氏） 御異議なしと認め、延会することに決定しました。

---

### ◎延 会 宣 告

---

◎議長（武田悌一氏） 本日は、これをもちまして延会します。

御苦労さまでした。

延会 午後 3時55分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員